

## 平成26年9月和水町議会定例会会議録

平成26年9月10日和水町議会第3回定例会を議場に招集された。

1. 平成26年9月10日午前10時00分招集

2. 平成26年9月10日午前10時06分開会

3. 平成26年9月10日午後3時13分散会

4. 会議の区別 定例会

5. 会議の場所 和水町役場議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

1番 生山敬之	2番 森潤一郎	3番 蒲池恭一
4番 豊後力	5番 荒木政士	6番 松村慶次
7番 小山暁	8番 高巢泰廣	9番 庄山忠文
10番 池田龍之介	11番 杉村幸敏	12番 笹淵賢吾
13番 荒木拓馬	14番 杉本和彰	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 松尾裕二 書記 前田聡子

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長 福原秀治	教育長 小出正泰
総務課長 高木洋一郎	総合支所長 松尾憲成
会計管理者 隈部久美子	兼住民課長 今村裕司
税務住民課長 石原民也	企画課長 堤一徳
経済課長 坂本政明	健康福祉課長 池田宝生
学校教育課長 吉田収	建設課長 有富孝一
福祉課長 坂本誠司	社会教育課長 山下仁
町立病院事務部長 豊後正弘	事業課長 石原忠邦
	特別養護老人ホーム審議員

---

12. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 委員長報告 所管事務調査（総務文教、厚生、建設経済常任委員会、議会運営委員会、広報調査特別委員会）
- 日程第6 議案第38号 和水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第39号 和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第40号 和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第9 議案第41号 和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第42号 和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第43号 和水町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第12 議案第44号 平成26年度 和水町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第45号 平成26年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第46号 平成26年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第47号 平成26年度 国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第48号 字の区域の変更について
- 日程第17 認定第1号 平成25年度和水町一般会計歳入歳出決算
- 日程第18 認定第2号 平成25年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算
- 日程第19 認定第3号 平成25年度和水町介護保険事業会計歳入歳出決算
- 日程第20 認定第4号 平成25年度和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算
- 日程第21 認定第5号 平成25年度和水町住宅用地造成事業会計歳入歳出決算
- 日程第22 認定第6号 平成25年度和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算
- 日程第23 認定第7号 平成25年度和水町下水道事業会計歳入歳出決算
- 日程第24 認定第8号 平成25年度和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算
- 日程第25 認定第9号 平成25年度和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算
- 日程第26 認定第10号 平成25年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算
- 日程第27 認定第11号 平成25年度国民健康保険和水町立病院事業会計決算
- 日程第28 陳情等の常任委員会付託について
- 日程第29 一般質問

7番 小山 暁議員

---

開会・開議 午前10時06分

○議長（杉本和彰君） 起立願います。おはようございます。

御着席ください。

ただいまから、平成26年9月和水町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（杉本和彰君） 日程第1「会議事録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、議長において7番、小山暁君、8番、高巢泰廣君を指名します。

---

### 日程第2 会期決定

○議長（杉本和彰君） 日程第2「会期決定の件」を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの10日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月19日までの10日間に決定しました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（杉本和彰君） 日程第3「諸般の報告」を行います。

平成26年和水町議会9月定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には公私極めて御多忙なところご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出された諸議案、条例6件、補正予算4件、その他1件、決算11件、報告2件の計24件であります。

この諸議案につきましては、後刻、町長より説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望してやまない次第であります。

各位には十分御自愛の上、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本定例会に上程された議案及び一般質問事項のため、地方自治法第121条の規定により、町長以下、教育委員会、監査委員の説明者の出席を要請しております。

諸般の報告は、6月定例会以降の主な行事及び地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、報告を受けた本町の一般会計、特別会計、公営企業会計の出納検査の状況は別紙にて、お手元に配付しておりますとおりで。

以上で、諸般の報告を終わり、開会のあいさつといたします。

---

### 日程第4 行政報告

○議長（杉本和彰君） 日程第4「行政報告」を行います。

町長 福原秀治君

**○町長（福原秀治君）** 皆さん、おはようございます。町長の福原でございます。

平成26年度、和水町議会9月定例会が開会されますにあたり、行政報告とあわせ、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議員各位におかれましては、御多忙の中、お繰り合わせをいただき、本定例会の御臨席を賜りましたこと、誠にありがたく、御礼を申し上げます。

傍聴席の町民の皆様、本日は早朝よりお出ましをいただき、大変ありがとうございます。

日ごろより、町政に御関心をお寄せいただき、御協力とともに、叱咤激励をいただいておりますこととあわせ心より敬意を表し、感謝を捧げる次第でございます。ありがとうございます。

さて、この7月、8月は、8号、11号、12号台風の相次ぐ襲来により、全国各地に深い爪あとを残す結果となりました。

特に、広島におきましては、多数の犠牲者と、甚大な被害を被られ、いまだ行方不明者の捜索活動が続けられている惨状にありますが、ただただ、心中いかばかりかと察する以外に発する言葉はなく、衷心により、お悔やみとお祈りを申し上げますとともに、一刻も早い復旧と、住民の皆様のお立ち直りを、和水町民の皆様と御一緒にお祈りを申し上げるばかりでございます。我が町にありましても、避難所を開設するなど、大変に心配をいたしましたが大変な被害に至ることとはなかったものの、下津原菰田地区での県道陥没が発生いたしました。

議員各位のお力添えもいただきながら、県、国交省に対して、とりあえずの災害復旧はもちろん、根本的な整備事業の実施を懇請しているところでございます。

関係地域の皆様には、御不便と御迷惑をおかけいたし、心苦しい限りではありますが、通行止め解除等の応急処置につきましては、喫緊の対応が約束されておりますので、今しばらくの御辛抱をお願いし、同時に町民各位の御理解もよろしくお願い申し上げたいと存じます。

また、個々には、地滑りなどの被害を被られた皆様もおられ、町といたしまして、復旧措置につきましては、精力的に取り組ませていただいているところでございます。

ともあれ、これらの被害が大災害に至らなかったこと、そして何よりも人的な災害が発生しなかったことに救心をいたすものでありますけれども、つけても予防避難、災害把握などにお力添えをいただきました区長様、民生委員様はじめ、地域の多くの皆様の御尽力に深く感謝し、御礼を申し上げます。

また、雨の合間をぬうように、ペーロン大会、中学生バドミントン大会、古墳祭の前夜祭、そして、本番の古墳祭、夏祭り盆踊り大会も日程どおりに、しかも、盛大裡に挙行することができ、安堵いたすとともに、町民の皆様あげての御協力に、心からの感謝を申し上げます。

古墳祭当日の8月3日、人吉市で、熊本県消防操法大会が開催され、玉名郡大会で優勝に輝きました、我が和水町消防団第2分団が、栄えある郡代表として出場し、各地の競合に伍して、堂々の消防操法を披歴し、和水町の名を県下に知らしめしてくれたこともぜひとも御報告しておきたいと存じます。

このほか、7月、8月の行政関係の主な御報告事項といたしましては、7月1日より実践型地

域雇用創造協議会を国庫補助事業として立ち上げております。

また、菊水地域の小学校統合にかかわる保護者説明会を計6回にわたり、巡回、実施いたしました。

7月20日には、第69回玉名郡民体育祭が開催され、和水町選手団からも多数の県大会代表を輩出いたしております。

また、来年4月に制度化が予定されている、認定こども園に係る、子ども子育て会議を計5回にわたり開催し、結果といたしまして、本定例議会に条例改正案として、上程をさせていただいております。

8月17日には、有明広域行政組合の荒尾消防署落成式が行われ、消防の地域拠点として、新しくスタートいたしました。

防災道路関係では、玉名八女線、玉名立花線の道路期成会、和水町道路整備推進協議会の開催、菊池川改修完遂期成会での九州整備局、国土交通省、県選出国会議員に対する陳情活動を行ったところでございます。

また、8月の末には、三加和小学校のプールも完成し、短期間ではございますけれども、学童の使用も実現いたしております。

8月30日には、特別養護老人ホームきくすい荘の夏祭り、9月5日には金婚等の長寿お祝いの表彰式を行い、今日に至っております。

以上、全くの駆け足でございますけれども、行政報告を申し上げます。

詳しくはお手元でございます、定例議会の行政報告ということで、一枚ものをお配りしていると思っておりますので、お確かめいただきたいと思っております。

さて、本定例議会におきましては、平成25年度の決算承認事案、条例改正事案とともに、一般会計の補正予算事案数件を上程させていただいております。

とりわけ、菊水地域小学校の統合等に関する校舎改修の一般会計補正予算議案につきましては、8月臨時議会の論議の中で、議員各位からの御意見、また御助言をいただいた中味を取り入れ、修正案として再上程をいたしております。

校舎改修に関する補正予算事案につきましては、菊水地区小中学校の既存校舎活用の推進について、基本計画策定にかかる費用の補正をお願いするものであります。

議会に対し、町民各位に対し、そして、学校現場、保護者各位に対し、基本となるべき、具体的な計画を提示申し上げ、御説明を行い、御理解をいただくためにも必要不可欠な前段費用であることをなにとぞ御理解賜りたく存じます。

また、町道内田吹野線の整備事業につきましては、住民の皆様の強い御要望に基づいた事業であることから、町といたしましても必要な事業であると判定し、関連費用を上程いたすものでございます。

議員各位におかれましては、なにとぞ御理解を賜り、他の事案とあわせ、これら2つの事案につきましては、前向きな御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、先ほどの公式発表によりますと、本年4、6月期における、国内総生産、いわゆるG D

Pは、年率換算でマイナスに転じたことが報道されました。

消費税8%の駆け込み需要の反動を考慮しても、景気動向への不安材料であることには変わりがなく、今後の地域住民の生活を支える、更なる町長の重責を感じております。

安倍第2次改造内閣では新たに地方創生を目指し、石破大臣が任命されました。

新たな政策の推進を期待するところではありますが、基本は、自治体の自助、努力にあることは間違いありません。

中央へのお願いには、あらゆるルートを通じて、頑張らなくてはなりませんけれども、町としての地道な努力がまずは肝要であるかと思うところがございます。

今後は、生活基盤事業を可及限、早く具体化しつつ、住民が暮らしていける町、住民が離れなくても良い町、定住が望める町、外から移ってこようと思ってもらえる町に一步でも二歩でも近づくことができますよう、精一杯の舵取りを尽くしてまいりたいと存じております。

議会、議員各位をはじめ、町民各位のますますのお力添えと叱咤激励をお願い申し上げまして、開会のご挨拶、ならびに行政報告に代えさせていただきたいと存じます。御清聴ありがとうございます。

---

## 日程第5 委員長報告 所管事務調査（総務文教、厚生、建設経済常任委員会、議会運営委員会、広報調査特別委員会）

○議長（杉本和彰君） これで、行政報告は終わりました。

日程第5「所管事務調査について」各委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 松村慶次君

○総務文教常任委員長（松村慶次君） 皆さんどうも、おはようございます。6番松村でございます。それでは早速、総務文教常任委員会、所管事務調査研修報告を致します。

9月の2日、3日の2日間、研修先、南阿蘇村と大分県中津市に、総務文教常任委員5名、企画課長、学校教育課長の7名で、視察研修を行いました。

初日は南阿蘇役場で、南阿蘇西小学校の耐震改修の経緯について、教育委員会より説明を受けました。

南阿蘇村は、国立公園阿蘇カルデラの南に位置し、平成17年2月に旧阿蘇郡白水村、旧久木野村、旧長陽村の三村合併により、誕生した南阿蘇村です。

面積は138.3平方メートル、人口は1万1,800名と、和水町より面積、人口とも少し多いぐらいでございました。

南阿蘇村は、3つの中学、白水中学、久木野中学、長陽中学、3中学の総生徒数が281名、それから、小学校は5校あり、児童数540名とのことでした。

長陽中学校校区においては、平成9年より少子化による複式学級の解消を最優先の施策として、また、すべての学校は、建設後、30年ほど経過して、老朽化対策、大規模改修費用に7億から8億程度の工事費が見込まれるとのことでした。

そういうことも考え、小学校の統合が話が出ていたとのことでした。

平成15年には、当時の統合小学校建設委員会より、現在の長陽運動公園に統合小学校を新設し、平成20年4月、開校するとの基本構想が示されていたが、三村合併の国においては、大きく事業方針が転換され、施設の耐震化をはじめ、既存校舎を活用した施設整備に対する国庫補助制度へ見直され、長陽運動公園に校舎、体育館、プールなどを新設するには、約15億円ほどの工事費が見込まれ、国庫補助金は見込まれず、そのうえ、代替となる運動公園を整備する費用も必要となり、南阿蘇村の健全な財政を維持するには、予算的な軽減を図りながら、充実した施設整備を行うことが求められ、3校の統合は、旧長陽小学校の既存の校舎を活用した統合になったそうです。

改修に対して、町民の要望を重視した公約を6項目ほど作り、1つには子ども達の多様な学習に対応できるワークスペース、特別な活動教育、多目的ホールを配置することでした。

2番目に、多様な実験ができる理科室、調べ学習や読書活動に配慮した図書室を配置すること、3番目に、情報機器の導入や校内情報ネットワークを整備し、高度情報化に対応した施設とすることでした。4番目に、学童保育や学校開放など、地域住民が利用しやすい施設とすることも謳っています。5番目に、障害を持つ児童、高齢者を含めた幅広い人たちの利用を考慮し、学校内にエレベーターやトイレ等をユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮した施設とすることを謳っております。

6番目に、不審者の侵入防止や犯罪防止等に配慮し、また防災拠点となる施設とすることを掲げ、より良い環境の充実を図るため、取り組んだそうです。

それから、学校の改修の内容として、大規模改修でほとんどが柱と梁を残した、後はほとんど新築同様な改修工事であり、土間の改良もしてバリアフリー化されたと説明がありました。

それから、増築部分が、まず、1,005平米、改修特別教室、一般教室あわせて1,700平米、この全体での工事費が7億4,400万円で、国の国庫補助金、1億4,000万、過疎債を5億5,000万、町負担金5,000万で完了したそうです。

できるだけ、それからこの、できるだけ保護者の要望と意見と取り入れた増築、改造になったために、普通単価あたり1平方メートルあたりの単価が新築ですれば30万円ということでした。それで、新築にした場合は耐用年数は80年、それから、この南阿蘇西小学校の場合は耐震改修、増築費ということで、1平方メートルあたり20万円で、耐用年数も30年から50年は十分もつということの説明を受けました。

これに、金額が上がったのもまた先ほどのバリアフリーとか、学校内にエレベーターの設置等も含まれた金額でございます。

そのことによって、現在の西小学校、それからまた、現地の西小学校を移動して、校長先生の説明で、学校の概要、沿革等の説明を受け、学校内の校舎等の視察をしたところでありました。

本当に、どこが改修してあるか、それはわからないぐらい新築同様な校舎でもあり、また使い勝手のよい校舎と見受けて、帰ったところでございます。

それから、保護者からの意見として、本当に統合して良かったという言葉が盛んに出ていると

いうことでございます。

それから、また28年には南阿蘇中学校の既存の校舎を利用した、統合を予定されているとも伺って、帰ってきました。

2日目には、大分の今、NHKで、大河ドラマで一躍有名になっている、大分県の中津市役所に伺いました。

現在取り組んでいられる、定住自立圏構想について研修をいたしました。

中津市は議会中でもあり、担当課の総務部企画情報課の課長さんをはじめ、2名の担当職員さんより説明を受けたところでございます。

定住自立圏構想の目的の説明で、地方においては、大幅な人口減少と急速な少子高齢化が見込まれ、地方圏においては、安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市への住民にも、それぞれのライフスタイルやライフステージに応じた居住の選択肢を提供し、地方への人の流れを送出することが求められるために、この定住自立圏構想も考えられているということでもございました。

それから、中心市と周辺市町村が相互に役割分担し、連携、協力することにより、圏域全体としての必要な生活、機能を確保することを推進し、地方圏における定住の受け皿を形成するしくみであり、手続きには、国の申請や国の承認が必要ない、分権的な仕組みであるとの説明でございました。

それから、中心と周辺市町村が1対1で、これは議会の決議を得て、締結できることの説明を受けてきました。

それに、締結することにより、国から取り組む市町村に対する支援として、特別交付金が中心市に年間4,000万円ほど、また周辺市町村に年間1,000万円ほどの財政処置等があるとも聞いて参りました。

それで、全国での、今、現在での、全国での定住自立圏構想の取り組み状況は、平成26年5月1日現在、中心市宣言済みの市が93団体、定住自立圏、圏域数が79圏域で、延べ373団体が、国で活動されているということも聞いて参りました。

そのことにより、中津市との締結の市町村は、隣接する宇佐市、豊後高田市、豊前市、それから、築上町、すみません、名前が申し訳ないんですが、間違えと思いますけれども、上毛市、かみげしと書いて、私が調べてきておりませんで、すみませんでした。

上毛市。それで3市2町で、圏域合計人口22万1,653名で、面積は983.69平方キロメートルで取り組んでおられるとのことでした。

それで、その内容で、主な取り組みの事例として、市町村間の役割分担に言えることが一つで、また、生活機能の強化として、また医療、福祉、教育、産業振興、環境などで、医療の分野では中津圏域が取り組んでおられる事例を説明を聞いてきました。

またそのことにより、旧中津市民病院において、365日、24時間体制で、小児救急医療を実施し、休日、夜間における救急患者は、年々増加したが、医師が疲弊し、小児科医師の継続的な確保が困難な状況であったことにより、改善策として、この定住自立圏構想で近隣の自治体が費用を負



担し、医療圏内の医師会と連携し、また、大学と連携した医師派遣により、小児救急医療の充実が図られたとの説明もございました。

それで、平成24年10月から新中津市民病院に、小児救急センターを開設しているとのことでした。

それで、市町村間の結びつきやネットワークの強化として、地域公共網は、もうひとつの中津からの説明では、市町村間の結びつきやネットワークの強化として、地域公共交通、ICTインフラ整備利用の件のことで、交通インフラ整備、地産地消、交通移住などで、交通インフラの整備で、大分県中津市で活用されていたことの説明を受けました。

このことは、福岡県豊前市を走っていた、民間のバスが撤退したため、両県をまたがる新たなバス事業として、豊前、中津線にコミュニティーバスを平成22年4月、開設し、22年度よりも25年度のほうが利用者も増えているとのことでした。

他にも、スポーツ振興に対しては、施設の利用料金を各市町村と一定化も取り入れられているとのことでした。

また、それから近くにありながら、なかなかいく機会のない圏域内の観光地のモニターも、バスツアーなどを開催しているとのことでした。

また、ほかにも、圏域マネージメント能力強化、そして、合同研修、人事交流、また、外部専門家の招致などの取り組み例があるとのことでした。

それで、和水町も、最近玉名市を中心とした、定住自立圏構想の話もあると聞いておりますので、これも検討する時期ではないかと思い、帰った次第でございます。

研修報告を終わります。

**○議長（杉本和彰君）** これで、総務文教常任委員長の報告を終わります。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長 杉村幸敏君

**○厚生常任委員長（杉村幸敏君）** 議会厚生常任委員会所管事務調査研修報告を行います。

研修地は、福岡県嘉麻市と行橋市でございます。

1日目は、午前、社会福祉法人愛光会を視察いたしました。

この法人は、旧知的障害者更生施設で、生活介護、就労継続B型、施設入所者支援施設の清浄学園、主に、ダンボール加工、洗剤ボトルにラベルをつける仕事、自動車部品加工等の作業を実施してありました。

工賃は、月に何百円から、多い人は7万、8万円もらっているということです。

この仕事は、大半がトヨタ九州の部品の加工をしておられました。

それから、最後に、就労継続A型施設のさくらんぼ、主に、パン、菓子類の製造販売、軽食・喫茶の事業を平成25年4月に立ち上げたが、こちらはまだ、認知度が低く、今後の課題ということでした。

大きい金額になりますと、14万の方もおられまして、その人は自分で独立して、家を買って、そこから通園をしているという話もございました。

それから、この清浄学園には重度の方も入所されておりました。

大変ひどいかたは暗い部屋で5、6人、やっぱり障害者の方でございますので、そういう部屋で自分の思うようなことに過ごしておられました。

この目標としては自立を目指して頑張ろう、健康な体を作り、体力をつけよう、4S、整理、整頓、清潔、清掃に努めよう、みんなで仲良く過ごそう、という言葉合言葉にして、4Sに関して、利用所は福岡県ではないということで、県の監査委員にも大変感心されているということで、本当に仕事がいっぱい、車関係の仕事が、トヨタ自動車、ダイハツ、ホンダ、そういう会社があるわけでございますので、大変障害をもっておられるかたの仕事はいっぱいあるということでございます。

私たちの町には、下津原にさくら寮というのがありますが、ああいったような施設の、大きい施設でございます。

それから、同日の午後には、特別養護老人ホーム松寿園の視察を行いました。

ここは、社会福祉法人、嘉穂郡社会福祉協議会が運営しておられます。

この法人は、児童福祉法による母子寮、嘉穂母子寮が前身であり、昭和30年に母子寮と保育園、この法人に移管し、児童福祉施設を主に、手がけておられます。昭和48年に特別養護老人ホームも開設され、現在に至っているというようなことでございます。

大変、私たちの町とはあまり変わらない時期に老人ホームを造ったと、施設概要は定員100名で、通所、介護、デイサービス、ショートサービス、居宅サービス、介護支援事業を行っておられます。

平成25年の稼働率は93.69%で24年度の95.19%とより若干低くなっているというようなことでございます。

介護度は、1、2の方が、18.5%、国は平成28年度以降、介護度3以上を入所基準としており、今後の検討課題であるということでございます。

私たちの町にも、国が定めておりますので、介護は3以上の方が入所する、あとはなるべく家庭でおるというようなことでございますので、まあ、大きな問題になるかと思えます。

また、この施設においては、48年に50床で開設され、50年に50床増築し、2階建てとなっております。話を聞いてみますと、現在もう老朽化しておりますので、改築を半分なさっておられました。

そして、相次ぐ老人施設の火災による、入所者の犠牲がでないように、県へ2階建ての、平屋での改築を申請し、今現在、平屋で改築中ございました。

我が町の老人ホームも2階があつて、迷路のような造りになっておりますので、大変勉強になったわけでございます。

それから、この増築に対する、国からの補助金は、1ベットに300万円ということで、3分の1ぐらいの補助金があるということでございます。

それから、2日目は午前、行橋市の介護予防事業について視察を行いました。

行橋市は福岡県の北東部に位置し、北西、西南にかけて平尾台、英彦山、大坂山の連山があり、

その層に広がる京都平野の中心にあります。

市の面積は69.83平方キロメートルで、昭和29年8月、町村合併において、9カ町村が合併して、行橋市が誕生しております。

先ほど申し上げましたようにここも同じく、自動車製造大手のトヨタ、日産、ダイハツの工場が密集している市でございます。

26年4月1日現在、人口は7万2,698人ということでございます。

介護予防事業の取り組みは、平成22年度から介護保険第4次計画において、いつまでも住み慣れた地域で、日常生活が送れるよう、介護予防に重点を置き、認知症の予防としての脳のトレーニング教室や、運動機能の向上であるトレーニング教室などをやっておられました。

介護保険計画表をまた作成、提出する時、日常生活圏のニーズ調査を実施しますが、この調査を毎年実施し、2次予防医療対象者を把握し、その調査結果によりリスクが高い方、高い方のリストを作成し、訪問による実態把握を行い、事業等への参加を案内するとのことでした。

また、24年度より、市内6カ所に高齢者相談支援センターを設置し、地域支援事業判定会議を週1回、実施しているというようなことでございます。

行橋市の運営は、行政区で、社会福祉協議会が主体となり、ふれあいいいききサロンが諸地域の公民館や福祉活動室、85地区で、2,000名あまりの方が利用されております。

以上、今回の視察では障害者の自立に向けて、施設の充実を特に県の最低賃金を保障するA型施設を開設できるよう、企業からの支援体制の構築や高齢化が進められた地域で、元気で、長生きができる支援の構造のあり方や地域包括体制の再構築のあり方等、大変参考になりました。

以上で、厚生常任委員会の視察研修報告を終わります。

**○議長（杉本和彰君）** これで、厚生常任委員長の報告を終わります。

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 高巢泰廣君

**○建設経済常任委員長（高巢泰廣君）** おはようございます。建設経済常任委員長の高巢です。建設経済常任委員会所管事務調査視察について、報告いたします。

建設経済常任委員会では8月の7、8の日程で、常任委員4名、建設課長、三加和支所事業課長の6名で、視察研修を行いました。

1日目は、大分県国東市にある、農事組合法人見地生産組合を大分県東部振興局農山漁村振興部、江藤課長補佐の案内で、研修を行いました。

見地地区は国東市のほぼ中心部で、海岸線より5キロほど内陸に位置し、標高50から70メートルの中山間地に位置するところです。

見地生産組合では、平成元年の基盤整備事業を契機に、大型機械を導入し、農地利用組合で農地の管理を行い、平成15年に作業の効率化、オペレーターの高齢化に対応するために、法人化されておりました。

法人設立当初は、構成員、集積農地も少なかったが、現在は組合員55名、集積面積が30ヘクタールまでに拡大されておりました。

また、水稻、湛水、直蒔きなど、省力、低コスト栽培技術の導入により、生産コストの大幅な低減に成功しておられました。

集落、営農の取り組みにつきましては、平成元年県営圃場整備事業に着手し、平成2年に見地農地利用組合を設立して、農地の利用調整と作業受託に取り組み、平成3年に農地利用改善団体に認定され、平成15年に農事組合法人見地生産組合を設立されています。

組合の経営理念に関しましては、相互扶助の精神で、見地の農地を守る、農地の高度利用と水田農業の低コスト化による所得の向上を図る、の2点を掲げ、現在、水稻13.2ヘクタール、麦14ヘクタール、大豆14.9ヘクタール、合計で、42.1ヘクタールの作付面積を有し、耕地利用率140%に達しておりました。

集落営農の成果としては、耕作放棄地の発生防止、大型機械等省略化技術導入による低コスト化、生産安定化に向けた技術の改善、将来も継続できる農業経営など、大きな成果を上げられており、今後の組合運営の組合経営の安定化に向け、次期、理事になる人材の育成、若手オペレーターの育成、また、農業機械の更新積立についても、毎年200万円から500万円を積み立て、計画的に内部留保が図られて、将来に備えた経営がなされており、今後の展開としては、規模拡大等、収量、品質の向上を目指して、経営面積35ヘクタール、総収入5,500万を目標にしているとのことでありました。

農業従事者の高齢化が進む中、地域農業を守る組織整備が進んでおり、大いに参考になる視察でありました。

2日目は、平成24年7月12日に発生した、九州北部豪雨災害に関する被害の状況と、復旧、復興状況を視察しました。

熊本県北部から福岡県南部を襲った集中豪雨は、阿蘇地方で1時間降水量108ミリ、24時間で507ミリと猛烈な豪雨に見舞われ、死者23名、行方不明2名の尊い人命が失われ、甚大な被害が発生し、今、なお続く、復旧、復興事業の実情を視察しました。

まず、熊本県阿蘇地域振興局土木部長、副部長を表敬訪問の後、会議室におきまして、工務二課長より、被災状況および復興状況の説明を受けた後、一の宮坂梨地区の砂防ダム設置工事、黒川河川激特事業による遊水池、輪中提の設置、可動掘削工事が行われている、阿蘇市内牧地区を視察しました。

被害の状況は、人的被害、死者23名、行方不明2名、住宅被害3,422棟のうち、全壊が169棟、半壊1,293棟、床上浸水547棟、床下浸水1,378棟、一部損壊35棟で、被害総額は689億7,500万円でした。

公共内訳としましては、公共土木施設154億500万円、農林水産施設456億6,900万円、商工業関係47億6,500万円、福祉医療関係12億8,700万円の被害が出ており、現在、河川においては、河川激甚災害特別緊急事業と土砂災害地区は大規模な砂防ダムの建設が集中的に進まれており、復旧、復興に向けての取り組みがなされておりました。

最後に、平成24年7月12日に発生した、熊本県広域大水害にかかわる被害がいかに甚大であったか、改めて実感しました。

今日までの災害復旧は原形復旧が原則でありましたが、創造的復旧、復興という考えのもとに、事業が進められておりました。

当地区は、国立公園の中であるため、景観に配慮した、景観からの災害復旧がなされており、まちづくり、減災の上からも最新の技術を投入して、進められているのも圧巻でした。

和水町も地すべりによる土砂災害、洪水による菊池川の氾濫等の災害に備えた、減災対策とあわせ、自分たちの地域は住民自らが守るという意識を持って対応することが大事であると痛感しました。

今後の防災対策の上から大変参考になる、有意義な研修でありました。

以上で、建設経済常任委員会所管事務調査視察研修の報告といたします。

**○議長（杉本和彰君）** これで、建設経済常任委員長の報告を終わります。次に、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 小山 暁君

**○議会運営委員長（小山 暁君）** 改めまして、皆さんおはようございます。議会運営委員長の小山でございます。

ただいまから、平成26年度和水町議会運営委員会所管事務調査報告を行います。

和水町議会運営委員会では、去る8月20日から21日にかけて、1泊2日の日程で、鹿児島県肝属郡錦江町と薩摩郡さつま町の2町に町議会を視察してきました。

視察研修の出席者は荒木副議長、松尾議会事務局長、そして、議会運営委員6名中、松村議員が病気療養中のため欠席、総員7名の参加となりました。

今回の主な所管事務調査の内容は、議会基本条例の制定と議会活性化にかかる議会組織の設置ならびに住民懇談会と議会報告会の実施状況等について、視察研修を行いました。

初日に視察しました、錦江町議会は鹿児島県大隈半島の中南部に位置し、人口8,987人、面積が163.15平方キロで、農業を基幹産業としている町であります。

議員定数は12人で、そのうち2人が女性議員で、平均年齢は58.9歳ということでございました。委員会構成は、総務厚生常任委員会が6人と文教産業常任委員会6人の、2つの常任委員会があり、その任期は2年となっております。

また、議会運営委員会は副議長および正、副常任委員長の職であるもの5人で構成され、任期同じく2年となっております。

その他、特別委員会として、錦江町議会改革推進会議調査特別委員会が議長を除く11人で構成されております。

それから、議会事務局は、議会事務局長と兼任職員が2人で、年間の議会予算総額は8,110万円で、ちなみに一般会計予算額は67億1,841万8,000円で、一般会計予算総額に占める議会予算額の構成は1.21%となっております。

錦江町議会基本条例が制定されましたのは、平成25年3月27日開催の本会議で、全会一致で可決されておりますが、基本条例制定に至るまでにはまず、基本条例調査特別委員会の立ち上げが、平成24年3月28日に議員提案によって行われ、引き続き作業部会であり、5人の小委員会が

同年5月9日に結成され、以来、年間通算7回の特別調査委員会開催と9回の小委員会開催によって、準備から結成までちょうど1年間に要して、条例制定に至っております。

基本条例制定を進めるにあたっての作業部会であり、小委員会委員の選定につきましては、議員の任意希望制を尊重し、その結果5人中4人までが、1期生議員で占められ、委員5人中2人は女性議員で構成されておりました。

基本条例案づくりにあたっては、先進事例の資料収集や先進地の調査などを全員協議会で取り組み、制定までのスケジュールの検討や議会基本条例の基本形成および内容比較について、制定済みの市町の条例を参考にしながら検討を行い、議会の最高規範性や議会および議員の責務、議会の活動原則、目的、定義、議員の政治倫理、議員定数、通年議会、議会報酬などと、その他の項目も含めて、9回にわたる小委員会と7回にわたる特別委員会の開催によりまして、最終的な調査活動を終え、基本条例案を平成25年3月定例会の最終日に、特別委員会から議案の提出をすることを決定し、同年3月27日に全会一致で可決し、同年4月1日から施行されております。制定された錦江町議会基本条例の内容は、前文と第1章から第9章までからなっており、第1章は総則、第2章は議会議員の関係、第3章は町民と議会の関係、第4章は執行機関との関係、第5章は自由討議の拡大、第6章は議会改革の推進、第7章は議会と議会事務局の体制整備、第8章は議員の身分、待遇、政治倫理、第9章は基本規範性及び見直し手続きとなっております。

次に、活性化にかかる議会組織の設置につきましては、平成25年6月議会で、錦江町議会改革推進会議調査特別委員会を全会一致で可決しております。

設置根拠は議会基本条例の第12条第1項で、議会は議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置するとなっております。

これまでの議会改革推進会議調査特別委員会の活動状況としては、調査研修活動として、熊本県あさぎり町議会と宮崎県高千穂町議会の2町の視察が行われており、議会報告会の開催状況や通年議会制および住民の参加できる議会づくりと議会改革に対する取り組みについて、研修活動が実施されておりました。

次に、議会報告会の開催につきましては、すでに、平成23年5月から実施されておまして、現在は錦江町、10地区を議長、副議長の2班体制に分かれて、毎年4日間の日程で行われています。

この議会報告会では、議長が議決したことの報告や常任委員会の活動報告を主としながら、町の課題を共有し、考えていく場となっておりますが、これまでに報告された報告の内容の中には、請願陳情の審査状況や議会基本条例の住民との関わりや議会報告会の開催の意義、さらには、県下市町村の一般質問者の比較、あるいは町の主要事業等について報告がなされておりますが、議会報告会の過去4年間の住民参加者数は431名となっております。

ところで、錦江町議会基本条例の制定の背景や主な内容でございますが、まずもって、町民と共に歩み、行動し、議員の自己研鑽と資質の向上に努め、町民に信頼される開かれた議会でなければならないということと同時に、もっとも大事なことは品格と、存在感のある議会でなければならない、ということが基本理念として示されております。

それから、町民参加と町民との連携では、常任委員会、特別委員会の原則公開を明記し、議会に対する各議員の対応、議会広報で公表することになっております。

さらに、町民との意見交換では、町民と町政全般にわたる意見交換を行い、早急の町政に反映させるため、意見交換会を開催することにしております。

議会報告会の開催につきましては、少なくとも、年1回は開催し、町民の意見を聴取し、議会運営の改善を図ることにしております。

それから、町長と議会議員との関係では、質疑応答は広く、町政上の論点、争点を明確にするために、1問1答方式で行うことになっております。

また、議員の質問に対して、町長は、議長または委員長の許可を得て、反問することもできるとなっており、その他、自由な討議の推進や議会改革推進会議の設置等が示されていますが、いずれにしても、議会改革を継続的に取り組む内容となっていることを確認することができました。

次に、2日目は同じく、鹿児島県薩摩郡さつま町議会を視察しましたが、さつま町では、鹿児島県の北西部に位置し、山々に囲まれた、緑豊かな盆地の中を南九州一の川内川が流れており、人口2万4,109人で、面積が303.96平方キロメートルで、農業を基幹産業とする町であります。

議員定数は16人で、そのうち1人が女性議員で、平均年齢は63.4歳ということでございました。委員構成は総務厚生常任委員会が8人と、文教経済常任委員会の8人の、2つの常任委員会があり、任期は2年となっております。

議会運営委員会は副議長ならびに各常任委員会の委員長が、委員長および副委員長5人で構成されており、任期同じく2年となっております。

その他、特別委員会として、議会広報委員、議会特別広報特別委員会4人と行財政政策対策調査特別委員会15人が設置されております。

それから、議会事務局は、議会事務局長と専任職員が3人で、年間の議会予算総額は、1億2,248万2,000円で、一般会計歳出総額が、126億9,000万円となっており、議会予算の占める割合は1.0%となっております。

さつま町議会基本条例が制定、施行されたのは平成21年4月1日となっておりますが、制定するに至った動機は、さつま町が旧都之城町と鶴田町、そして、さつま町3町が平成17年3月22日に合併、発足して以来、4年間の議会活動の集大成として、条例を制定しようという意見が出され、議員間での機運が上昇したことから、検討に入ったということでもございました。

制定の目的は、これまでの議会活性化の取り組みを明文化することによって、更なる活性化を図ろうという主旨の元に、行財政改革対策特別調査委員会において、まずは、議会基本条例制定についての、調査研究をするための議会基本条例検討小委員会を平成20年10月31日に設置しております。

小委員会、つまり、策定委員会の議員数は6人で、策定までに用意した期間は5カ月間、検討内容の主要項目は、議会と執行部の関係で、その中でも、監視一同の強化と重要施策の審議等が含まれていますが、制定までに特に問題となった事項の中に、首長に反問権を付与すべきかどうか検討した結果、今後の問題として、見送っております。

小委員会の経過としては、平成20年10月に小委員会を設置し、翌月の11月には小委員会委員長を選出、引き続き12月には今後のスケジュールや先進事例の検討に入り、平成21年1月には、小委員会を4回開催して、基本条例の骨子や条例案の検討、策定までこぎつけて、同年3月26日にはさつま町議会基本条例の制定についてを議員発議によって、承認、可決し、4月1日から条例施行となっております。

懸案となっていた、さつま町議会基本条例の制定はこのような経過をたどりながら成立していますが、当小委員会では、新町発足後4年目で、残りの任期期間が少なかったということもあり、条例の素案については、理念、指針を中心に内容そのものは必要最小限にとどめた素案を作成したまでの説明を受けましたが、まさしく条例内容は前文と第1条から第9条までの条文でまとめてありました。

次に、議会報告会はさつま町議会基本条例第1条に基づいて、議会運営状況や課題の取り組み状況の周知を図るとともに、町民に対する説明責任を住民に果たすために、さつま町議会報告会を開催しているとのことでした。

その議会報告会は、4人単位で4班を編成し、20の公民館で開催していますが、班編成は、地区や常任委員会のバランスに配慮しながら、議会運営委員会で決定しているとのことでしたが、さつま町の場合は、正副議長ならびに議会選出の監査委員も同じように班に入ることになっています。

そして、班に代表者を置いて、構成員の互選によって、選出するようになっています。

そして、報告会は、閉会中に開催し、町全体で、20の公民館で年1回実施することになっています。

その報告会の内容としては、予算、決算の報告から議会活動報告、その他、重要と思われる事項について報告することになっていますが、根幹となる事項につきましては、議会運営委員会で協議し、議会全員協議会に図ることになっております。

報告会は、各会場とも2時間程度とし、役割分担として、会場確保は、区公民館に依頼し、係りの業務である司会進行、報告者、記録者等はそれぞれ班毎に分担することになっております。

開催周知にあたっては、防災無線やホームページへの記載、地区公民館長への依頼などによって、周知を図っているとのことでした。

資料は各班代表者で調整し、議会運営委員会で決定しておりますが、報告会の配付資料は原則として、共通資料となっております。

なお、報告会で出された意見、提言等は報告会終了後、各班の代表者の責任において報告書にまとめ、議長に提出することになっています。

さらに、その報告書は、全文を議会ホームページに掲載するほか、概要を議会便りで公表しているとのことでした。

次に、その他の議会活性化の取り組みについてであります。さつま町議会では閉会中に開催される、全員協議会の日を活用して、定期研修会の開催や各種団体関係との意見交換会の実施、あるいは常任委員会代表質問が実施されるなど、非常に関心を引く取り組みが行われておりまし



た。

今回、鹿児島県内2町を2日間に渡り視察してきましたが、錦江町にしろ、さつま町にしろ、和水町より約1年前の平成17年3月22日に合併し、新町発足後、4年目にして、議会活動の集大成として、基本条例を制定された意義は大きく、豊かなまちづくり実現のための礎となっていることを今回の視察研修を通じて実感をいたしました。

時はまさに、地方分権の時代の中にあつて、地方自治体の自己決定権と自己責任が拡大され、最終的な意思決定機関である町議会への役割と責任はますます大きくなっていくばかりであり、このような現状をふまえて、本町議会においても、他市町の基本条例等を参考にしながら、今後制定に向けて、尽力しなければならないという思いを新たにして、帰った次第でございます。

以上で、和水町議会運営委員会の所管事務調査の報告を終わります。

**○議長（杉本和彰君）** これで、議会運営委員長の報告を終わります。次に、議会広報調査特別委員長の報告を求めます。

議会広報調査特別委員長 豊後 力君

**○議会広報調査特別委員長（豊後 力君）** 議会広報委員長の豊後でございます。最後になりましたので、簡潔に御説明を申し上げます。和水町議会広報調査特別委員会では、去る8月5日と6日の2日間、長崎県東彼杵郡川棚町議会と西彼杵郡時津町議会の議会広報委員会を視察、情報交換と交流研修を行いました。

初日は、川棚町議会での研修で、町の概況は、人口1万4,582名、これは、7月1日現在でございます。

世帯数5,560戸、面積37.25km<sup>2</sup>となっております。

川棚町では、委員会を議会便り編集特別委員会と明記されており、構成は議員6名で編集され、創刊号は昭和57年1月で、7月現在、第125号の発刊をされております。

表紙と裏面はすべてカラー刷り、中は2色刷りで、毎回、カラー色を変えてあります。

新鮮味があるように見受けました。言葉ではなかなか言い尽くせませんので、資料を持ってきましたが、毎回、このようにカラーが変わっております。

中味は、2色刷りということで、非常に特徴ある構成だなというふうに思いました。

まあ、こういうことで、発行部数は、5,300部発行されております。

回数は年4回を基本とし、配布方法につきましては、区長さんを通じて配布、発行までの日数は約35日間ということで、それから、ページ数は基本として、12ページ、特筆すべき点は、委員会の権限として、議会広報全般の調査、原稿の作成、レイアウト、校正など、編集に関する全てを委員に一任しているということでございます。

当町においても、基本的には同じではありますが、原稿作成やレイアウトに権限の度合いが違うというふうに感じました。

平成26年度予算としては、65万円を計上されておりますが、実質予定額として、59万6,000円、紙面1部約28円の経費となっております。

さらに、議事録につきましては、すべて議会事務局によって作成されており、発刊までの日数

削減が図られているというふうに思いました。

さらに、平成13年4月号、第75号で、第16回町村議会広報全国コンクールの奨励賞を受賞されております。

次に、2日目は、時津町の研修となりましたが、同じく町の概況としては、人口3万561名、これも、7月1日現在でございます。

世帯数1万2,876戸、面積にしますと、20.7km<sup>2</sup>ということで、我が町の5分の1ほどの面積でございます。ただ、都市部的な町だというふうに感じました。

委員会構成は7名、発行回数年4回、また特別号として年2回発行をされております。

特別号は、議会報告会、懇談会分であり、校区ごとに10会場にて開催されておりました。

時津町も同じく、カラーで、毎回変わっております。

時津町の場合は、全ページ、カラー刷りということでございます。

それと、ここに議会便りというふうに名前が出ておりますが、一番上に、名称、継坊というふうにされております。これは、ちょっと後で申し上げますが、今、言いました議会便りの表題に継坊という愛称で、親しみやすい紙面のつくりというふうに感じました。

この継坊とは、二つの岩が重なり合ってそびえたち、今にも落ちそうに見える奇岩で、町文化財指定として、時津町の観光マップに載っております。

それを毎回、右上のほうに掲載をされております。

別名さばくさらかし岩とも呼ばれているというところでございます。

その辺の説明もございましたが、今日は省きます。

発行部数は1万200部ということで、全ページ、フルカラーで、20ページから24ページで編集をされております。

今、言いましたように、毎回、カラー色を変え、インパクトある構成と感じました。

予算として、136万4,000円、一部当たり約22円と、かなり安くできているというふうに感じました。

議事録はすべて、議会事務局にいつて作成されており、編集委員は自前のパソコンで、データ入力し、USBにて印刷会社に発注をされております。

非常に短期間でできるということでございます。

紙面には、随所、写真を取り上げてあり、非常に見やすく、読みやすい広報と感じました。

発刊までの日数も約30日間とのことで、非常にスピードある編集と感じて参りました。

配布については、全世帯および関係機関への配布となっております。

今回の研修で感じたことは、読者の目線で紙面づくりを心がけ、要点をわかりやすく、また、関心を引くような写真等のレイアウトが重要と感じました。議会活動の状況を町民にわかりやすく知らせるとともに、一方的になりがちな議会広報を町民からの提言を取り入れながら、親しみある紙面づくりに励みたいと強く感じた研修でした。

以上で、議会広報調査特別委員会の視察研修報告を終わります。

**○議長（杉本和彰君）** 以上で、各委員長の報告を終わります。

しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時24分

再開 午前11時35分

---

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**日程第6 議案第38号 和水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について**

○議長（杉本和彰君） 日程第6、議案第38号「和水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） おはようございます。ただいま、議題となりました、議案第38号 和水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

和水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について和水町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成26年9月10日提出、和水町長福原秀治。

和水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、和水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例平成18年和水町条例、第37号の一部を次のように改正する。

第7条第1項但し書きを削る。

附則としてこの条例は公布の日から施行することとしております。

提案理由ですが、今回改正を提案します部分は、町立病院の職員の服務に関する部分でございます。

町立病院の勤務時間その他の勤務条件については地方公営企業法の全部適用に伴い、事業管理者が別に定める必要があることから今回の一部改正を提案するものです。

具体的には1枚開いていただきまして新旧対照表をご覧くださいと思います。

左が、改正後右が改正前です。条例第7条第1項但し書きの部分を削る改正です。

本但し書きの対象となる職員は先ほど申し上げましたが、本条例の施行規則においては町立病院の医師の当直勤務に適用されるものとなっております。

病院の地方公営企業法の全部適用により病院の事業管理者が別に定めるものでありますので、今回その但し書きを削る改正を提案するものでございます。以上提案理由の説明とさせていただきます。

---

**日程第7 議案第39号 和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について**

○議長（杉本和彰君） 日程第7、議案第39号「和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改

正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

**○議長（杉本和彰君）**

総務課長 高木洋一郎君

**○総務課長（高木洋一郎君）** 議案第39号、和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成26年9月10日提出、和水町長、福原秀治。

和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、和水町報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年和水町条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項但し書き中、「ただし、」の次に「特に町長が必要と認める場合を除き、」を加える。附則としてこの条例は公布の日から施行するものです。

常勤の職員が兼ねる特別職の非常勤職員に対しては、必要に応じて報酬を支給する必要があることから今回改正するものであります。

地方公務員法第24条第4項の規定では、職員が他の職員の職を兼ねる場合において、兼ねる職に対しては給与を受けてはならないとの規定がございます。

しかしながら、実例判例において職員が非常勤を含む特別職を兼ねる場合、その職務に従事する場合に明文による重複給与禁止規定がございません。

特別職については、報酬を受けることは可能であるという実例判例が出ていることから、本務に支障のない範囲内での特別職の職員として勤務するものに対して、町長が特に認めるとき報酬を支給することができるとするものです。

本町においては、地域や団体の代表として、あるいは地域貢献の観点から、職員が非常勤の特別職を兼ねる場合がございます。

このような場合において、町長が特に必要と認める場合に支給することが可能なように明文化するものでございます。

1枚開いていただきますと、左が改正後、改正前が右でございますが、第2条第1項、非常勤職員には報酬を支給する、以前は但し、常勤職員が非常勤職員の職を兼ねる場合においては当該職員に対し、報酬を支給しないという規定でございましたけれども、先ほど申し上げましたとおり地域の団体等の代表として非常勤の職を兼ねたり、地域貢献の観点から兼ねたりする職員がおります。そこで但しの次に特に町長が必要と認める場合を除き、常勤職員が非常勤職員の職を兼ねる場合においては、当該職員に対し報酬を支給することができるというふうに改正するものでございます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。

---

**日程第8 議案第40号 和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について**

**○議長（杉本和彰君）** 日程第8、議案第40号「和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育

事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

**○議長（杉本和彰君）**

健康福祉課長 堤 一徳君

**○健康福祉課長（堤 一徳君）** 改めまして、おはようございます。

それでは、議案第40号、和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について提案理由の説明をいたします。

平成20年8月22日に成立しました、子ども子育て支援法の施行が平成27年4月1日に施行することに伴いまして、条例を制定する必要があります。

これが、条例案を提出する理由でございます。

それでは、条例を開けていただきたいと思います。次のページになります。

第1章で総則、第2章で特定教育・保育施設運営に関する基準、第3章で特定地域型保育事業の運営に関する基準、それに附則という構成にしております。

中身は、ちょっと長くありますので資料1の方で簡単に御説明を申し上げたいと思います。

資料1をお願いします。この条例は、特定教育・保育事業及び特定地域型保育事業の運営に關しまして、国の基準を踏まえて運営の基準を条例で定めるものです。

今年までは、保育所の規模、定員に応じて運営費の支援をしておりましたが、この新制度になってからは、ここに書いてありますように施設や事業の類型によりまして、市町村が事業計画等に則った給付の対象施設であることを確認した場合に施設給付費を支払うことになります。

その確認制度について、国は市町村が条例で運営に関する基準を制定しなさいとしております。

そこで、町といたしましては、資料1の2ページ以降になりますが、国が定める従うべき基準と参酌すべき基準を示しておりますので、それに則りまして和水町子ども子育て推進協議会、委員の構成は子どもの保護者として町内各園の保護者代表4名の方々、それと、町、郡、PTA連合会長、子育て支援事業者として町内各園の園長先生4名、教育委員会代表として小学校長代表1名、それから学識経験者として総務文教常任委員長、厚生常任委員長、それに民生委員の主任児童委員2名の方々、総勢19名の構成において協議をしていただき、和水町の実情に国の基準を上回る内容または異なる内容を定めるほどの特段の事情や、地域性が認められないので基本的に国基準の従うべき基準、参酌すべき基準を和水町の基準として承認をいただきましたので、国の基準を満たした条例案を本日提案しております。

以上で、議案第40号和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について提案理由の説明を終わります。

---

**日程第9 議案第41号 和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について**

**○議長（杉本和彰君）** 日程第9、議案第41号「和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

**○議長（杉本和彰君）**

健康福祉課長 堤 一徳君

**○健康福祉課長（堤 一徳君）** それでは、議案第41号、和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について提案理由の説明をいたします。

先ほど申し上げましたが、子ども子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして条例を制定する必要があります。

これが、この条例案を提出、提案する理由です。

この条例も、先の条例と同じく子ども子育て支援新制度の施行に伴いまして、認可基準を条例で定めるものです。この新制度における家庭的保育事業とは、原則として3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象とした事業であり、その定員数や実施場所により家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅ホーム型保育事業、事業所内保育事業の4種類に区分されます。

4種類の事業内容について簡単に御説明申し上げます。

家庭的保育事業とは、定員5人以下で保育者の居宅等で保育を行う事業です。

次に、小規模保育事業とは、定員19人以下の小規模な保育園で行う事業です。居宅ホーム型保育事業とは、障害者や疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育で、保育士1人に対してお一人を保育するというものです。

それから、事業所内保育はそのまま事業所の中で保育を行うということです。

この、家庭的保育事業等については、現在町内では事業を行うという事業者の情報は聞いておりませんが、後々事業をされることがあればということで、今回条例案を制定をお願いしています。また、先の条例の提案理由でも申し上げましたように和水町子ども子育て推進協議会において国の基準を上回る内容または異なる内容を定めるほどの特段の事情はないということでの御承認をいただき、国の基準を満たした条例案を本日提案しております。

以上で、議案第41号和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について提案理由の説明を終わります。

---

**日程第10 議案第42号 和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について**

**○議長（杉本和彰君）** 日程第10、議案第42号「和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 堤 一徳君

**○健康福祉課長（堤 一徳君）** 議案第42号、和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について提案理由の説明をいたします。

子ども子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する

法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を制定する必要があります。

これが、この条例案を提出する理由です。

放課後児童健全育成事業と言いますと、一般に言います、放課後児童クラブでして、小学校に就学している概ね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに授業の終了後に児童厚生施設と保育園や児童館などの施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図るとなっていました。法律の一部改正により概ね10歳未満の部分が小学校に就学している児童に引き上げられております。

この条例につきましても、和水町子ども子育て推進協議会において国の基準を上回る内容、または異なる内容を定めるほどの、特段の事情はないということでのご承認をいただき、国の基準を満たした条例案を本日提案しております。以上で、議案第42号和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について提案理由の説明を終わります。

---

### 日程第11 議案第43号 和水町営住宅管理条例の一部改正について

**○議長（杉本和彰君）** 日程第11、議案第43号「和水町営住宅管理条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長 池田宝生君

**○建設課長（池田宝生君）** 議案第43号、和水町営住宅管理条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

本議案は条例で引用しております法律、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の適応対象が拡大されまして、法の一部を改正する法律の施行に伴い本条例の改正をする必要が生じたので、今回提案してのものでございます。

適応対象の拡大の内容と言いますのは、これまで帰国した邦人のみへの支援給付であった老齢基礎年金が本人が死亡した後もその特定配偶者へ老後の生活の安定のため、支援給付するというものでございます。

それでは、改正部分を次のページの新旧対照表で御説明いたします。入居者資格において、第5条、第2項、第5号の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律を中国残留邦人等の円滑な帰国の促進ならびに永住帰国した中国残留邦人等、及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に改めます。

また、支援給付の次に及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号附則第2条第1項または第2項）の規定により●なお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進、及び永住帰国後の自立の支援に関する法律、第14条第1項に規定する支援給付を加え、同条を改正するものでございます。

以上で、議案第43号、和水町営住宅管理条例の一部改正について提案理由の説明を終わります。

---

## 日程第12 議案第44号 平成26年度和水町一般会計補正予算（第4号）

○議長（杉本和彰君） 日程第12、議案第44号「平成26年度和水町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 補正予算の提案理由の前に、一つだけ訂正を申し上げます。

先ほど、和水町報酬及び費用弁償に関する条例の文言の中で、但しの次に私は特に町長が必要と認める場合という、必要を入れてしまいました。正しくは、特に町長が認める場合を除きでございますので、訂正をさせていただきます。いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、議案第44号、平成26年度和水町一般会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面をご覧くださいと思います。平成26年度和水町一般会計補正予算（第4号）。

平成26年度和水町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。として、第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,579万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億4,217万円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、第一表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の変更は第二表、地方債補正による。平成26年9月10日提出、和水町長福原秀治。であります。

まず、第一表歳入歳出補正予算について説明します。が、資料として添付しております、7ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書をご覧くださいと思います。この積み上げが第一表の歳入歳出予算補正に積み上げとして計上されておりますので、7ページ以降について御説明を申し上げます。

まず、9ページ、歳入について御説明を申し上げます。

主なものについて、御説明を申し上げたいと思います。

第12款分担金及び負担金ですが1項の分担金の、1目農業水産費分担金に121万9,000円を追加し、122万2,000円とするものです。

これは、農地等災害復旧事業の分担金として受益者に負担をいただくもので事業費の1割にあたるものであります。これを追加し、7月の豪雨で被災した農地等の復旧事業費に充当するものです。同じく、第2項の負担金、衛生費負担金に13万2,000円を追加し、34万1,000円とするものです。これは、養育医療給付事業保護者負担金であります。

次に14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目の衛生費国庫負担金21万3,000円を追加し、55万とするものです。

これは、養育医療給付事業負担金として事業費の2分の1を国が負担するものです。

3目の災害復旧費国庫負担金、これに、146万6,000円を追加して146万7,000円とするものです。



これは、公共土木災害復旧費の国庫負担金でこれも豪雨被害を受けた箇所の復旧事業に充当するものであります。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金に550万4,000円を追加して5,085万円とするものです。これは、地域のがんばる交付金として補助されるもので、道路整備事業等に充当する予定であります。

15款県支出金、1項県負担金、3目衛生費県負担金10万6,000円を追加して27万5,000円とするものです。

これは、養育医療給付事業の負担金として事業費の4分の1にあたる額を県が負担するものです。同じく15款県支出金、2項県補助金、2目の民生費県補助金に321万8,000円を追加して5,134万7,000円とするものです。

これは、安心子ども基金特別対策事業補助金として、県の補助金を受け入れるもので、町内の私立保育所の改修費に対して、改修事業に対して補助されるものであります。

4目の農林水産業費県補助金に19万7,000円を追加して7,976万8,000円とするものです。

これは、くまもとグリーン農業育成事業に対して、19万7,000円が補助されるものであります。

同じく、8目災害復旧費県補助金に741万9,000円を追加して742万1,000円とするものです。

これは、豪雨により被災した農地や農業用施設の復旧事業に対する県補助金であります。

次のページ、10ページをお開きいただきたいと思います。

18款繰入金に1,834万5,000円を追加して1,834万6,000円とするものです。

これは、介護保険事業会計からの繰入金であります。

19款繰越金に2億3,145万8,000円を追加して、5億3,023万1,000円とするものです。これは、財源調整のために前年度の繰越金をあてるものです。

20款諸収入に433万4,000円を追加して、2,376万1,000円とするものです。

主なものは、老人福祉センターの電話料金、あるいは消防団安全装備品整備事業補助金、そして落雷により被災しました町の公共施設に対して、保険金がおおりるものでございます。

21款町債1項町債、4目の土木費は、がんばる交付金の交付があることから520万円を減額し、2億660万円とするものです。

9目の臨時財政対策債は、普通交付税の額が確定したことにより263万1,000円を減額して、2億4,183万4,000円とするものです。

以上が、歳入の主なものでございます。

歳入前の額の66億7,637万2,000円に2億6,579万8,000円を追加して、歳入予算の総額を69億4,217万円とする歳入補正でございます。

次に、歳出について主なものを御説明いたします。11ページをご覧ください。

2項総務費、失礼、2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費です。

と、財政管理費と財産管理費、にあわせて2億284万円を追加して、合計の13億4,851万4,000円とするものです。内訳は、財政調整基金に2億を積み立てるものです。

これにより、27億円程度の規模になる見込みであります。

また、三加和地区の旧3小学校にかかる校舎管理にともなう需用費を追加するものです。

3款民生費、1項社会福祉費15万円を追加します。

これは、地域福祉計画推進委員会の設置にともなう経費と老人福祉センターの電話使用料等があります。

同じく、3款民生費、2項児童福祉費に合計590万9,000円を追加して、5億6,262万9,000円とするものです。内訳としましては、子ども子育て推進委員会の設置に伴う経費と先ほど歳入で申し上げました安心こども基金特別対策事業の補助金で合計590万9,000円の追加です。

12ページをお開きください、「衛生費、4款衛生費、1項保健衛生費に736万8,000円を追加して4億620万とするものです。

内訳は、一番上の予防費に予防接種委託料が549万6,000円、次の健康増進に健康管理システム改修の費用、そして最後の9目に母子保健衛生費として養育医療給付金事業に充てるものでございます。

6款農林水産業費の1項農業費これに合計の29万7,000円を追加して、3億182万7,000円とするものです。内訳は、歳入で申し上げましたくまもとグリーン農業育成事業補助金、19万7,000円と、人・農地プラン作成事業補助金としての返還金が10万円でございます。

7款の商工費、1項商工費にあわせて345万6,000円を追加して、1億3,702万3,000円とするものです。主なものは、落雷により被災した三加和温泉と肥後民家村の施設復旧費にあてるものでございます。

次に13ページの、8款土木費、2項土木橋梁費に合計の555万円を追加して3億9,326万6,000円とするものです。その内訳は、委託料として内田吹野線の設計委託料485万円、それから、西光寺中林線の道路改良の追加費用として、用地費及び移転補償料を計上させていただいております。

9款消防費、1項消防費に100万8,000円を追加して、2億2,629万3,000円とするものです。その内訳は、消防の安全装備品の諸収入でございましたが、それでもって、消防団員のヘルメットに装着するヘッドライトですとか、防寒着等の購入にあてて、安全装備品の充実を図るものでございます。

10款教育費、1項教育総務費に1,506万5,000円を追加して、3億3,172万5,000円とするものです。主なものは、フッ化物洗口事業費と吊天井等の調査委託料、そして菊水区域学校施設改修等整備計画策定委託料として958万1,000円などを補正をお願いするものであります。

同じく10款の教育費の小学校費に714万円を追加して、6,354万4,000円とするものです。主なものは、需用費に230万、修繕料、光熱水費等です。

中央小学校の校舎、軒天等の工事費として418万4,000円の工事請負を計上させていただいております。

次に10款教育費の3項中学校費、1目の学校管理費に177万円を追加して、4,011万6,000円とするものです。主なものとしては、需用費に140万円と役務費等でございます。

同じく、10款教育費の4項社会教育費に64万5,000円を追加して、1億3,984万2,000円とするものです。これは、文化財保護費でして田中城の管理委託料の追加分、これは、町道にのしかかっ

ております樹木の伐採等を計画をしております。と共に、工事請負費として排水路の復旧工事費、復旧工事を予定しているものです。

11款の災害復旧費、1項、農林水産業施設災害復旧費、2目の農地等災害復旧費に1,225万円を追加して、1,579万2,000円とするものです。これは、7月の6日から8日にかけての豪雨によりまして被災しました、農地1カ所、それから農業施設4カ所の復旧工事費と事務費であります。

11款災害復旧費の2項の公共土木施設災害復旧費に235万を追加して721万円とするものです。これも同じく7月の豪雨により被災しました蜻浦川の護岸の復旧工事費と事務費でございます。以上、歳出について御説明をいたしました。

第一表、歳入歳出予算補正にお戻りをいただきたいと思います。

3ページが歳入で、先ほど申し上げましたように2億6,579万8,000円を追加いたしまして、69億4,217万円とする補正、それから歳出の方が5ページをお開きいただいて一番下の歳出合計で2億6,579万8,000円を追加して、69億4,217万円とする補正予算でございます。

続いて、地方債補正について御説明申し上げます。

6ページをお開きください。第二表、地方債補正です。起債の目的は、上段が道路橋りょう整備事業、下段が臨時財政対策債です。道路橋りょう整備事業の補正前の額が、1億6,580万円を520万円減額をいたしまして、これは、がんばる交付金の分を減額いたしまして、1億6,060万円とするものです。また、下段の臨時財政対策債については、補正前の2億4,444万7,000円から261万3,000円を減額して2億4,183万4,000円とするものです。下段の臨財債につきましては、交付税措置が確定をしたことによる減額でございます。

以上、議案第44号、平成26年度和水町一般会計補正予算（第4号）の提案理由と補正額の概要について説明を終わらせていただきます。

**○議長（杉本和彰君）** しばらく休憩します。

午後は、1時20分から行います。

---

休憩 午後0時16分

再開 午後1時20分

---

**○議長（杉本和彰君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### 日程第13 議案第45号 平成26年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）

**○議長（杉本和彰君）** 日程第13、議案第45号「平成26年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 石原民也君

**○税務住民課長（石原民也君）** それでは、議案第45号、平成26年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案の理由を説明申し上げます。

お手元の平成26年度和水町国民健康保険事業会計補正予算書をご覧ください。

表紙裏ですけど、国民健康保険事業会計歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ356万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億4,443万1,000円とするものでございます。

まず、最初に7ページの歳入から説明いたします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、3目特定健康診査等負担金の過年度分32万8,000円を増額計上しております。

次に、4款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金、1目療養給付費等交付金の過年度分257万6,000円を増額計上しております。

次に、6款県支出金、1項県負担金、3目特定健康診査等負担金の過年度分32万8,000円を増額計上しております。これらは、いずれも過年度、平成25年度の交付決定額が実績報告で追加交付決定されるものです。

次に、9款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金の財政調整基金繰入金3,806万7,000円を増額計上しております。これは、前年度繰越金の減額に伴い、財政調整基金の繰入を予定しております。

次に、10款繰越金、1項繰越金、2目その他の繰越金前年度繰越金でございますが、3,773万5,000円を減額計上しております。

これは、平成26年度当初予算で8,434万6,000円を計上しておりましたが、平成25年度決算において、4,661万1,000円しか繰越しができておりませんので、今回繰越金に併せまして、減額計上しております。

その後につきましては、基金からの繰入れを増やしております。

次に、8ページ歳出の方を説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の13節委託料、保守点検委託料でございますが、99万9,000円増額計上しております。

これは、共同電算機器等の保守点検委託料の中で、国、県への調査報告に使用する、国保実績調査システム市町村版でございますが、その改修に伴うものでございます。

次に、3款1項1目後期高齢者支援金、19節その他負担金、後期高齢者支援金で6万8,000円の増額、これは社会保険料、支払基金からの決定に基づくものでございます。

次に、8款2項保険事業費、2目疾病予防費、1節報酬、非常勤報酬、217万6,000円の増額、4節共済費、社会保険料の21万円を増額しております。

それに、9節、旅費、費用弁償、3,000円を増額、計の238万9,000円増額計上しております。

これらは、今年度より3カ年で国保ヘルスアップ事業に取り組み、計画策定や健診未受診者の対策等の事務量が増えまして、非常勤職員の増員によるものでございます。

次に、11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金として10万8,000円を増額計上しております。

これは、平成25年度交付決定の実績に基づきまして、償還するものでございます。

内訳は、実績報告により療養給付費負担金償還金で2,010万8,000円当初概算で、2,000万計上しておりましたので、今回、10万8,000円を増額したものでございます。

以上、簡単ですが説明申し上げたものにつきましては、9月8日開催しました、国保運営協議会に諮問し、答申を受けたことをここに申し添え、提案理由の説明といたします。

以上です。

---

#### 日程第14 議案第46号 平成26年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）

○議長（杉本和彰君） 日程第14、議案第46号「平成26年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 議案第46号、和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明をいたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,261万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9,661万8,000円とお願いするものです。

これは、平成25年度の決算が確定いたしましたので、国、県、支払基金及び町一般会計の返還金をお願いしておりますのでございます。

まず、歳出から説明いたします。

6ページをお開きください。

7款諸出金、1項償還金、2目償還金、23節償還金、利子及び割引料に4,427万円の増額補正をお願いしております。

内訳は、返還金で国への2,266万5,000円、県へ1,898万6,000円、支払基金へ261万9,000円となります。

次に、7款諸支出金、2項繰出金、1目繰出金、28節繰出金を1,834万5,000円増額お願いしております。

これも、平成25年度の決算が確定したことにより、一般会計から多く貰った分を一般会計へお返しするための繰出金です。

続きまして、歳入の方を御説明いたします。

前のページへお戻りくださいませ。

繰越金を6,261万5,000円増額お願いしております。

これは、歳入財源調整によるものです。

以上で、議案第46号、平成26年度和水町介護保険事業会計補正予算の提案理由の説明を終わります。

---

#### 日程第15 議案第47号 平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（杉本和彰君） 日程第15、議案第47号「平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計

補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

病院事務部長 豊後正弘君

**○病院事務部長（豊後正弘君）** 議案第47号、平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、1ページをお願いいたします。

第2条の収益的収入及び支出の補正でございます。

収益的収入及び支出とも、1,692万2,000円を増額し、計の9億8,488万9,000円としております。

まず、始めに収入から申し上げます。

第1項の医業収益で1,692万2,000円を増額しております。

次に、支出でございますが、第1項の医業費用で1,369万円の増、それと第6項の特別損失323万2,000円の増額と計上しております。

次に、第3条の資本的収入及び支出の補正でございます。

当初予算の第4条で、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する6,072万7,000円を資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6,276万4,000円に改めまして、それが支出の第1項の建設改良費に203万7,000円増額計上しております。

次に、2ページをお願いいたします。

第4条で、当初予算第7条に定めました、職員給与費でありまして、1,013万9,000円を増額しまして、6億3,341万7,000円としております。

内容につきましては、13ページから最後のページ17ページまでの方が詳細に記載しておりますので、13ページから説明いたします。

13ページをお願いいたします。

収益的収入の予算基礎算出資料でございます。

1款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益、3節の後期高齢者診療報酬収益で1,692万2,000円を増額計上しております。

これは、入院患者の増加によります診療報酬の増が見込まれるため増額計上しております。

次に14ページをお願いいたします。

14ページは、収益的支出の算出基礎資料でございます。

1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費、5節の事務員給、13節の准看護師手当、15節の事務員手当、合計の1,013万9,000円増額しております。

これは、4月の人事異動、それから非常勤職員の医事事務員、それから、7月1日付で職員を採用しておりますので、人件費等を計上しております。

次に、3目の経費、11節の使用料及び賃借料、76万6,000円増額しております。

これは、医療機器の整備として救急車などで搬送される患者さんの治療として人工呼吸器が必要でありましたので、8月から新たに賃貸借契約を行っております。

次に、4目の減価償却費、3節の器械備品減価償却費の278万5,000円増額計上しております。

毎年度、定額法によりまして、減価償却を行っておりますが、当初予算で見込みで計算しておりましたので、今回増額計上しております。

次に、6項特別損失、2目過年度損益修正損の41万円増額計上しております。

これは、平成25年度の確定申告によります消費税額を計上しております。

続きまして、15ページをお願いいたします。

3目のその他特別損失、282万2,000円増額計上しております。

これは、職員、臨時職員、非常勤職員の今年の6月の期末勤勉手当で昨年の12月から今年の3月までの4カ月分でございます。

本来ならば、25年度に引当金として引き当てておく必要がありましたが、26年度から会計制度が改正されまして、改正初年度はその他の特別損失として増額計上しております。

次に、最後のページ、17ページをお願いいたします。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目の資産購入費、3節の医療器械購入費45万4,000円、それから、4節の一般備品購入費、8万3,000円、合計の53万7,000円増額計上しております。

医療機器の方は、放射線科にあります、骨密度測定装置が経年劣化しまして、修理不能となりましたので、当初予算に挙げました、それよりも不足額をここに計上しております。

一般備品の方は、検診システムの仕様書の変更をしておりますので、その不足額を計上しております。

次に、2目施設費、2節の委託料150万円増額計上しております。

これは、院内にあります、サーバー室と栄養科に非常用発電機据え付け工事の設計監理委託料として増額計上しております。

以上で、議案第47号、病院事業会計補正予算の提案理由の説明を終わります。

---

## 日程第16 議案第48号 字の区域の変更について

○議長（杉本和彰君） 日程第16、議案第48号「字の区域の変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事業課長 山下 仁君

○事業課長（山下 仁君） 議案第48号字の区域の変更について提案理由の説明を申し上げます。

まずもって、和水町の区域内の字の区域の変更をするには、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

ところで、和水町では平成19年度から中山間地域総合整備事業による圃場整備事業に取り組んでまいりました。

和水西部地区、鶴田和仁渕工区においては、平成24年度に面工事を平成25年度に完了整備及び確定測量を終え、本年度平成26年度は換地処分を行い、この工区における事業を終了する予定でございます。

ところで、圃場整備を行う過程におきまして、区画の形状等を始め関係農家の意向等を尊重し事業を推進してまいりました。

その過程を通じ、圃場の形状が出来上がり中和仁字鶴田と和仁字和仁淵との間において、字界の変更を生じるものでございます。

具体的には、議案の2枚目のあります、中山間地域総合整備事業和水西部地区鶴田和仁淵工区字区域変更図をご覧ください。

この、図面の中ほどに赤丸を含む線がございます、この赤い線が新しい字界となるものでございます。

具体的には、現在中和仁鶴田にある1の1の一部、1の2の一部、4の一部、8の一部、及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部を和仁字和仁淵に、和仁字和仁淵にある1179の一部、1180の一部、及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部を中和仁字鶴田へ変更するものでございます。

以上で、議案第48号字の区域の変更についての説明を終わります。

---

**日程第17 認定第1号 平成25年度和水町一般会計歳入歳出決算**

**日程第18 認定第2号 平成25年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算**

**日程第19 認定第3号 平成25年度和水町介護保険事業会計歳入歳出決算**

**日程第20 認定第4号 平成25年度和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算**

**日程第21 認定第5号 平成25年度和水町住宅用地造成事業会計歳入歳出決算**

**日程第22 認定第6号 平成25年度和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算**

**日程第23 認定第7号 平成25年度和水町下水道事業会計歳入歳出決算**

**日程第24 認定第8号 平成25年度和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算**

**日程第25 認定第9号 平成25年度和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算**

**日程第26 認定第10号 平成25年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算**

**日程第27 認定第11号 平成25年度国民健康保険和水町立病院事業会計決算**

**○議長（杉本和彰君）** 日程第17、認定第1号「平成25年度和水町一般会計歳入歳出決算」から日程第27、認定第11号「平成25年度国民健康保険和水町立病院事業会計決算」までを一括議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

会計管理者 隈部久美子君

**○会計管理者（隈部久美子君）** 認定第1号、平成25年度和水町一般会計歳入歳出決算から認定第10号、平成25年度後期高齢者医療事業会計までの10の会計につきまして、一括して提案理由の説明をいたしたいと思っております。

地方自治法233条第3項の規定によりまして、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付さなければならないと規定されているため、今回提案するものでございます。

お手元に平成25年度、各会計歳入歳出決算総括表と書かれた1枚もののペーパーがあるかと思っております。



それに基づきまして、平成25年度各会計歳入歳出決算について説明を行いたいと思います。

それでは、総括表を読み上げながら提案理由の説明とさせていただきます。

各会計とも、予算現額、歳入決算額、歳出決算額、差引残高の順に読み上げてまいります。

認定第1号、一般会計74億3,054万9,000円、80億2,344万9,584円、69億9,169万3,197円、一般会計につきましては、継続費通次・繰越明許費繰越額が入っておりますので、その額が3,879万4,575円、差引残額、9億9,296万1,812円。

認定第2号、国民健康保険事業会計、15億7,314万9,000円、15億6,477万6,910円、15億1,816万5,841円、差引残額、4,661万1,069円。

認定第3号、介護保険事業会計、16億2,633万1,000円、16億4,421万830円、14億9,762万3,214円、差引残額、1億4,658万7,616円。

認定第4号、特別養護老人ホーム事業会計4億8,971万7,000円、5億1,877万6,103円、4億8,214万9,533円、差引残額、3,662万6,570円。

認定第5号、住宅用地造成事業会計、612万9,000円、573万8,946円、573万8,946円、差引残額0円。

認定第6号、簡易水道事業会計、6,950万円、8,351万6,066円、6,466万2,489円、差引残額、1,885万3,577円。

認定第7号、下水道事業会計、9,396万6,000円、1億335万3,957円、9,154万1,115円、差引残額、1,181万2,842円。

認定第8号、特定地域生活排水処理事業会計、9,763万4,000円、1億1,933万1,086円、9,537万9,387円、差引残額、2,395円、1,699円。

認定第9号、春富財産区特別会計、28万1,000円、161万2,056円、13万1,566円、差引残額、148万490円。

認定第10号、後期高齢者医療事業会計、1億4,380万6,000円、1億5,424万8,314円、1億4,201万136円、差引残額、1,223万8,178円。

以上で、平成25年度認定第1号から第10号までの10会計の決算の提案の理由の説明とさせていただきます。以上です。

**○議長（杉本和彰君）**

病院事務部長 豊後正弘君

**○病院事務部長（豊後正弘君）** 町立病院事業会計の決算でございますが、昨年の平成25年度より一部適用から全部適用に移行しましたので、私の方から説明いたします。

まず、はじめに歳入決算額と歳出決算額とありますが、病院事業会計では、収益的収支を記載しております。

認定第11号、和水町立病院事業会計予算現額9億5,253万3,000円、収益的収入9億397万5,899円、収益的支出9億12万6,295円、差引残額の384万9,604円でございます。

以上で認定第11号、和水町立病院事業会計の決算の提案理由の説明を終わります。

**○議長（杉本和彰君）** お諮りします。

認定第1号、平成25年度和水町一般会計歳入歳出決算から、認定第11号、平成25年度国民健康保険和水町立病院事業会計決算までの審査については、常任委員会の休会中の審査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第11号までの審査については、常任委員会の休会中の審査とすることに決定しました。

---

#### 日程第28 陳情等の常任委員会付託について

○議長(杉本和彰君) 日程第28、陳情等の常任委員会付託につきましては、陳情等文書受け付け一覧表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

しばらく、休憩します。

---

休憩 午後1時47分

再開 午後2時00分

---

○議長(杉本和彰君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第29 一般質問

○議長(杉本和彰君) 日程第29、一般質問を行います。

本日は、1人の議員に通告受付順によって発言を許します。

なお、質問、答弁については一問一答方式とし、質問及び答弁は項目ごとに行い、第一答弁については、登壇して行うこととします。

質問者は最初の1項目すべてを、登壇して行い、再質問は細分された事項について一問一答で行います。第2項からの質問は、質問席から行います。時間は執行部答弁を含め60分以内とします。

小山議員の発言を許します。

7番 小山 暁君

○7番(小山 暁君) 改めて皆さんこんにちは。7番議員の小山でございます。

9月定例会の一般質問は全部で11人となっておりますが、通常は定例会の2日、3日目に一般質問を行うことになっておりますけれども、今回は会期日程の都合もありまして、議会初日の午後1人だけ一般質問を行うことになっております。

その1人が7番議員の私でございます。

ただいまからさきに通告しておきました、通告書に従いまして、これから一般質問を行います。執行部におかれましては、簡潔明瞭な答弁をよろしく願いをしておきます。

さて、このところすっかり秋の気配を感じる今日この頃でございますが、今年の夏は梅雨が後戻りしたような異常天候が続き、例年のような猛暑日は影を潜め全国至る所で時間雨量100ミリを

超す集中豪雨が発生し、各地で大きな災害が発生しましたが特に広島市北部を襲った集中豪雨による土砂災害では、死者73人、行方不明1人という大災害をもたらした今もなお被災地では、賢明な捜索活動が続かれています。今回の土砂災害で亡くなられた方々を始め、行方不明者の方々に衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された多くの方々に心からお見舞いを申し上げます。

なお、本町にも危険個所が点在しておりますが、災害や事故から地域住民を守るために今後益々地域防災力の強化に努めてもらいたいとお願いする次第でございます。

前置きが長くなりましたが、ただいまから一般質問を行います。

まず、質問の1点目は、菊水地域小中統合校舎建設問題について、次の3点について質問をいたします。

まず、第1点目でございますが、町長は先の臨時議会で長寿命化構想を明言されましたが、平成19年度実施されています、耐震度調査結果はどうなっているのか、まずお伺いをいたします。

次、2点目は、長寿命化構想として長寿命化構想とは、何年先を見通した計画なのか。

また、耐震化改修費用は建替え並みの優遇措置が受けられ、大幅な事業費削減が実現できると公言されましたが、それでは、その耐震改修にかかる事業費の目算について伺いたい。

更に3点目は、番城での学校校舎建設がとん挫した場合、これまで執行してきた学校建設起債の一括償還が考えられるが、想定される償還金の総額とその責任の所在について伺いたい。

以上、質問事項の1点目についてそれぞれ伺いますので、明解な答弁をお願いいたしまして1回目の質問といたします。

**○議長（杉本和彰君）** 執行部の答弁を求めます。

町長 福原秀治君

**○町長（福原秀治君）** 小山曉議員に質問を頂戴しました。

ありがとうございます。質問事項の1につきましてお答えを申し上げます。

まず、先の臨時議会で長寿命化構想を明言いたしましたけれども、平成19年度実施の耐震度調査結果はどうなっているか、ということでございます。

平成19年度実施いたしました、耐震度調査におきましては菊水中央小学校の教室棟、管理及び特別教室棟、菊水東小学校の教室棟、それに菊水中学校の管理教室棟、特別教室棟の東側及び西側についての耐震診断が実施されております。

調査結果は、菊水中央小学校、菊水中学校の一部箇所耐震性の基準値を下回っておりまして耐震補強が必要であると診断されております。

調査結果の詳細につきましては、この後担当課長から御説明を申し上げます。

それから、(2番)の長寿命化構想とは、それから、大幅な事業費削減が表現できると公言してまいりましたが、耐震改修にかかる事業費の目算について、いうことでございます。

お答えをいたします。

長寿命化構想とは、一般的な解釈で申し上げますと従来40年程度を目途としていた鉄筋コンクリート建造物の対応年数を70から80年に引き延ばす改修措置ということになります。

したがいまして、菊水中央小学校は築後年数が32年、33年を経過しておりますので、この対応年数を40年程度引き延ばすということになるかと思えます。

優遇措置、ということにつきましては、従来の大規模改修に対する、補助制度は施設の機能の復旧、機能回復を主目的にしておりますために、事業費は2億円を限度としておりました。

しかしながら、平成25年度から長寿命改修事業が始まりまして、この上限2億円の枠は撤廃されております。

また、改修事業における助成制度は、そのパターンといいますか、に応じて他にも多々あるようでありますので、極力有効な手立てを講じてまいることが肝要であると、そういうふうに思っております。

事業費の目算ということでございますが、基本計画策定費用の補正をお願いいたしておりますのも、それをある程度正確に御提示せんがための前段でございます。

小職といたしましても、早く改修内容、概算額を提示いたしたいという思いでございますので、御理解のほどをお願い申し上げます。3番目でございます。

計画がとん挫した場合の、失礼しました番城地区での計画がとん挫した場合の起債金額の一括償還ということでございますけれども、番城地区での小中学校統合校舎建設事業につきましては、平成22年度から昨年度までの4カ年で事業を執行してきたところでございます。

その間の事業費は、8億2,749万2,000円で内5億6,370万円の合併特例債と約1億円あまりの元金臨時交付金が活用されております。

一括償還ということでございますが、番城の現況を土台といたしまして、一括償還の対象にならないような、且つ、町の活性化に資するような事業として今後の有効な活用を検討してまいりたいと考えております。

一括償還の手続き等の詳細につきましては、総務課長より御説明を申し上げます。

この後は、自席にて答弁させていただきます。

## ○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） ただいまの質問の耐震度調査結果ということで、私の方から説明をさせていただきます。

これは、平成7年度に施行されました、建築物耐震改修にかかる、関する法律というのが制定されまして、昭和56年以前に建築された建築物については、耐震診断を行ってI S値という基準があるんですけども、数値を出す指標があるんですけどもこれの0.7を下回る建物は改善をするようにということになっております。

昭和56年以前に、建築された菊水地域の校舎、体育館ですけれども、これは菊水中央小の校舎それから、菊水東小の校舎、それから菊水中学校の校舎と体育館となっております。

それで、平成19年度に菊水東小学校の校舎、それから菊水中央小学校の校舎、それから、菊水中学校の校舎、それから平成21年度に菊水中学校の体育館の耐震調査を行っているところです。

耐震診断の基準としましては、その先ほど申し上げましたI S値、構造耐震指標ですけれども、

文部科学省の方では、0.7以上を確保する必要があるとしております。

そして、またCT×SD値というのがありますけれども、これは、累積強度指標×形状指標というものでございます。

これが、0.3以上と、いうことになっております。

それで、IS値の目安ですけれども、これにつきましては、0.7以上については、大規模な地震の場合には、倒壊、または崩壊する危険性が低いと、それから、0.3以上0.7未満については、大規模な地震の場合に倒壊、または崩壊する危険性があると、それから0.3未満ですけれども、この場合は大規模な地震の場合に倒壊、または崩壊する危険性が高いというような基準になっております。

ちょっと、制度の方を先に申しましたけれども、それで調査の結果ですけれども、菊水中央小の校舎、これがIS値、0.59。

それから、菊水東小の校舎が、IS値、0.71。

それから、菊水中学校で、管理教室棟と東側の特別教室棟、駐輪場の建物部分ですけれども、こちらの方がIS値が0.58。

それから、中学校の西側の特別教室と、これがIS値0.73と。

それから、菊水中学校の屋内運動場につきましては、IS値0.39という調査結果になっております。

なお、菊水中の屋内運動場につきましては、CT×SD値、これが0.13となっております、目標値の0.3を下回っているといった状態でございます。

この、今申し上げましたように、IS値、0.7を下回る建物は、菊水中央小の校舎、0.59。

それから、菊水中の管理教室棟の特別教室と駐輪場の建築部分です、これが、0.58という結果がでております。

ただ、このIS値につきましては、校舎の場合は1階、2階、3階それぞれで、IS値の数値が出してございます。

それで、ただいま申し上げました数値につきましては、その階の中で一番低い数値ということでございます。

それで、各階ごとの数値を申し上げますけれども、中央小の1階が0.81、2階の部分が0.72、3階が0.59という内容になっておりまして、1階、2階の部分については、0.7以上あるというふうなことでございます。

それから、菊水中の管理教室棟と東側の特別教室と駐輪場の建築部分の各階ごとのIS値ですけれども、1階が0.58、2階が0.85、3階が0.84という数字でございまして、1階部分が0.7未満という数字になっております。

これにつきましては、1階が駐輪場でございますので、壁がないことによることというようなことが原因でございます。

以上でございます。

**○議長（杉本和彰君）**

総務課長 高木洋一郎君

**○総務課長（高木洋一郎君）** 小山議員の御指摘の3番目で御指摘をいただいております、学校建設にかかる地方債の一括償還について御説明をいたします。

番城グラウンドへの、小中学校建設計画にかかる造成費用等に対しましては、先ほど町長が申し上げましたとおり合併特例債と元気臨時交付金、併せまして6億6,423万6,000円の融資と交付金で賄っております。

その取扱いにつきましては、造成されました、番城グラウンドの今後の活用方法によって異なります。

御指摘のように、学校を建設しない場合、学校の建設にかかる設計委託料、1億2,813万6,000円が起債を充当しているところがございますけれども、これについては学校建設しない場合には、繰上償還の対象となると思われれます。

また、当該造成地を公共施設以外の用途に変更したり、あるいは民間譲渡や企業誘致等を行った場合には、繰上償還の対象となります。

ただし、その公共施設として、そこを活用するということになりますと、繰上償還の必要はないということがございます。

それから、元気交付金につきましては、償還の事務手続きが規定はされておられません。

ただしながら、しかしながら会計検査の検査がございますので、そこで会検から指摘をされた場合には、所要の手続きをとって公共施設として活用するのであれば、所要の手続きをとることによってその償還をしないでも済むということはあるかと考えられております。

以上でございます。

**○議長（杉本和彰君）**

7番 小山 暁君

**○7番（小山 暁君）** ただいま、耐震調査結果について詳しく答弁がございましたが、菊水中央小学校の教室と、それから特別教室のI S値、つまり耐震構造指標でございますが、0.59と私の方も見させていただきました。

この数値というのは、耐震性能を示す指標となつておりますけれども、I S値が大きければ大きいほど耐震が高いと判断されておりますけれども、菊水中学校の場合は、一方の菊水中学校の場合は、今説明がございましたけれども、特別教室の0.73を除くと屋内運動場が0.39ということで最も低いという状態となっております。

その他、管理の教室ですか、管理教室棟が0.58、そして同じく3階の特別教室が0.58という数値が出ております。

もちろん、1階から2階から、1、2、3階までのトータルの数値が出せて、今お聞きいたしましたけれども、御案内のとおりその中で菊水中央小学校は、昭和55年から56年の2回にわたって、工事が行われております。

校舎連結部分の、雨漏れとかそれから当時の鉄筋の耐震度、それから当時のセメントの海砂使用等々によります、鉄筋の錆等の問題がありますので、耐震改修例での再利用計画につきまして

は、私は多くの無駄だと危険性を孕んでいるのではないかと、それが明白ではないかと私はその経過を見ながら、感じております。

これまでも、修繕関係も相当やっておられるようでございますけれども、そこで町長に伺いたいと思いますが、現在の小中学校校舎そのものの対応年数と言いますか、寿命、が目前に迫っている状態などということは現実ですね。

その中で、長寿命化構想が本当に可能かどうか、そのへんを一点伺いたいと思います。

もう一回。

それから、なぜそこまで私が言うかと言いますと、その背景には子どもたちが、いつも安心して安全な学校施設で教育が受けられるような、条件性が絶対条件だと、思います。

子どもたちの命を守るためには、想定外の地震対策は当然のことであろうかと思えます。

そのことは、東北の3.11の大震災が如実に物語っていると思えますので、そのことも含めて長寿命化構想が本当に可能かどうかを伺いたいと思います。

**○議長（杉本和彰君）**

町長 福原秀治君

**○町長（福原秀治君）** お答えをいたします。

近隣の例えば南関町等々の出来上りを私の参考として考えてみますと、これは、多分という言葉を使ってはいけませんけれども、それでも多分という言葉をあえて使わせていただきますけれども、長寿命化には恐らく耐えうるだろうと、いうふうに考えております。

ただし、ただし、それは耐えうるだろうという類推の部分が入っておりまして、それをしっかりと根拠あるものに御提示するためには、小山議員どうしても業者の調査というものが不可欠でございます。

そういう意味合いを含めまして、今回の基本構想の策定ということは、避けて通れない、あるいはそれが出発点になるというふうに考えております。

斯く、呈した言葉が申し上げられなくて大変申し訳ありませんけれども、私はこの基本計画の策定というものをそういうふうに位置づけておるものでございます。

御理解のほどお願い申し上げたいと思います。

**○議長（杉本和彰君）**

7番 小山 暁君

**○7番（小山 暁君）** それでは、同じく耐震診断関連で角度を替えて、質問いたしますが、文科省では公立学校施設の耐震改修の補強要件として、地震の際の児童生徒の安全性やそれから被災直後の避難場所としての・・・の面も考えていると、補強後のI S値を概ね0.7を超えることをはっきりと明記しておりますが、現在の菊水中央小学校校舎全体の実態を把握するために、町長は業者の調査を先にやりたいと、基本計画構想についての話だったと思えますけれども、私はその第三者である専門機関に全面点検をまずお願いするのが先じゃなかろうかと、私はこのように思います。

それで、第三者機関にこれを委ねて全面点検をやった後で、やはり基本計画を策定するのが私

は筋ではなかろうかと、でない限り学校施設の現状と実態が分からない前に、明らかにしない前にその基本計画を策定することは、どうだろうか、だから、私はあくまでも全面点検が先だと、優先だという認識をもっておりますが。

とにかく、耐用年数が耐用期間が70年から80年の確保を図ると、町長は約束されておられるわけですから、これから更に40年、50年をもたせないかんわけです。

そのためには、前段で前段で全面点検をやらないかと、まず私はそれが最優先だろうとおもいます。

それで町長はこの全面点検はやるのかどうか、しかし町長は選挙時に全面点検をやりますと、そして、70年、80年をもたせますと、いう話、または文章にも載せてありますけれども。

そういう思いはしっかりと町民に訴えておられますので、私はまず全面点検を先にやって現状、学校校舎の現状と実態を町民の前に明らかにしていただきたい。

その上で基本計画構想に入っていくという手順を踏んでいただければ何も問題はないと思うんですけれども、その点の町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

#### ○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） お答えいたします。小山議員のおっしゃっておられる手順というのは、これはよくわかります。よくわかります。

ただし、その先ほど南関の例にも申し上げましたけれども、他所で長寿化、長寿命化を図ってる校舎の中には40年以上経った、校舎等々が多分に含まれております。

従いまして、その調査を行うと同時に調査を行う、しかしこの工法、改修の工法であれば、それは、解消できる。

あるいは、この工法までであれば解消できない。

そういう部分というのを今回の基本計画の策定というのには含んでおると私は位置づけておりますので、どうか今後の進捗の期間的な問題も含めまして一緒にやらせていただければありがたいと余計な金じゃないかと、いうふうにお話があるかと思っておりますけれども、それでも一緒にやらせていただきたいと、そういうふうに考えますがいかがでしょうか。

#### ○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 今の町長の答弁では、全面点検と基本計画構想を一緒にやりたいと、いうことでございます。

しかし、私はあくまでもその前段として、やっばこれだけの年数を、築年数が33から34年経つてると、中学校のはまだ古いわけです。

だから、非常にそういったことを考えます時に、やはりもしものことがあってはならないと、禍根を残してはならない。

そのために、前段であくまでも全面点検をやるのが筋ではないかということを私は申し上げたいと思います。



それで、学校施設というのは児童生徒が1日の大半を過ごす学習の場であり、生活の場でもあります。

非常に大事な場所でもございますが、その他にも災害時には地域住民の避難場所としても確保しなければならない。

そういった役割をもっているわけでもございますが、これは民間の政策政治をする日本創生会議は先般、次のようなことを発表しました。

御案内のとおり、地方から今都市へ人口が流出続けておりますけれども、今から26年後の平成52年度までには、全国の896町村が消滅するという話は御案内のとおりだと思います。

その中に、和水町も含まれているということでございますが、このことを想定した場合、合併による恩恵や優遇処置がある今こそ、今こそ将来を見越した安全安心の耐震基準に合致した新校舎を番城に私は建設した方が町民にとって私はベストであると、そういう認識をもっております。それが一つ。

それから、もう一点はこれも選挙時の話でございますが、2校の耐震改修費用が約5億円という数字を持ち出された背景には、当然それ相当の町長は根拠があつてのことだと推察いたしますが、町長は当時町民には、真の中身をお知らせし和水町の将来に向けて決して悔いの残らない判断をお願いしたいと、強く町民に訴えてこられたのは町長ですよ。

どうか、そのへんを現実を直視していただきまして、今の小中学校の校舎を現実を直視いたしまして、あとの時代に悔いが残らないような判断を是非お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（杉本和彰君）**

町長 福原秀治君

**○町長（福原秀治君）** 再度申し上げますけれども、そのためにも一緒にやらせていただきたい、そういうふうに思います。

真の中身をというお話でございますけれども、これはもうそのとおりでございます。

何も隠してするつもりもありませんし、全てを、さらけ出すという言葉が悪いですが、そういう形で進めてまいりたいと思います。

前段で手間取っておるのも、全てを町民のみなさん、それから議員の皆さんにお知らせを申し上げる、だからなかなか心配が先に立って進まないんでございまして、隠すつもりなら、隠しながらやります、隠すつもりは全くございません。

むしろ、よく知っていただきたい、その上で進めさせていただきたい、そういうふうに考えておるところでございます。

**○議長（杉本和彰君）**

7番 小山 暁君

**○7番（小山 暁君）** 町長と私の意見がかみ合いませんので、これは今後で一応残したいと思っております。

それから、2点目のところで、ちょっと次移ります。

2点目のところで、質問しましたけれども耐震改修費用につきましては、学校建設問題問う場合、遅かれ早かれこの問題を避けて通れない、要するに費用の問題、要は番城グラウンドに新校舎を造るのか、それとも現在の中央小学校と中学校をそのまま利用し、耐震補強建築するののかということが、争点になっておるわけですが、町長は現在の中央小学校と中学校をそのまま利用したいというのが、町長のお考えだと。

そのへん間違いございませんか。ですね。

次、いきます。

問題の確信は、やはり、中央小と中学校の耐震工事の建築費が2つの校舎合わせて、町長は当時5億円程度でできると、5億円程度でできるという情報が、当時、選挙当時流されたわけです。

住民のこれは後光を招いたことは確かでなかろうかと、町民は今も、あら5億円ででくつとですかと、そういう疑心暗鬼の状態が続いていると、ということなんです。

とにもかくにも、さっきも質問しましたが、資本であります、費用対効果の分析をいち早くするためには、私が言うておりますように全面点検を専門機関に委ねて、調査する必要があるという持論を私はもっております。

そこで、伺いますが昨年11月29日に決定したことでございますが、これは国で決定したことでございますが、政府はインフラ長寿命基本計画を全国の自治体に要請しておりますが、和水町はどのような回答をされておるのか伺います。

昨年の11月29日にこれは国で決定したことでございますが、いいですか。

インフラ長寿命化基本計画、これを全国の自治体に要請したと、それに対して和水町はどのような回答をしたのかということです。

**○議長（杉本和彰君）**

総務課長 高木洋一郎君

**○総務課長（高木洋一郎君）** 議員、御指摘いただいたものは私どもは、公共施設等の総合計画の策定のことだろうと思われま。

維持管理等の費用に対する、効果を調査をして改修していくという計画になろうかと思いますが、将来の公共施設の適正な配置とあわせて次年度以降計画を策定したいというふうを考えているところでございます。

**○議長（杉本和彰君）**

7番 小山 暁君

**○7番（小山 暁君）** 課長が答弁した内容なんですけれども、その調査の中身で、結局学校施設の改修時期の問題や、いいですか、それからそれに伴う必要予算の提示を求めてあったと思います。そのことに対してどう回答したのかということです。

**○議長（杉本和彰君）**

総務課長 高洋一郎君

**○総務課長（高木洋一郎君）** 休憩をいただけますでしょうか。

**○議長（杉本和彰君）** しばらく休憩します。

---

休憩 午後2時35分

再開 午後2時45分

---

**○議長（杉本和彰君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長 福原秀治君

**○町長（福原秀治君）** 小山議員、大変失礼を申し上げました。不勉強で申し訳ございません。逆に小山議員、蒲池議員に教えていただいて、ありがとうございます。

書類が確認できまして、2016年度までに対象については届け出をなさいと、いう書類をただいま確認したところでございます。

手順が、あべこべとお叱りを受けるかもわかりませんが、私も県の学校施設課等々にもお邪魔いたしまして、すり合わせを今数回やらせていただいたところでございます。

それによりますと、この学校に関しては、対象を外れることはないということでございますけれども、他にも有利な起債があるというようなことでもございますので、資金的なものについては、なるべく有利な方ということを選択するといったしまして、ただいま教えていただきました公共施設、道路橋梁等々を含んで、全般的なものがございまして16年度まで、せっかく教えていただきましたので、抜かりなく手続きを取るようにはいたしたいと思っております。

ありがとうございました。

**○議長（杉本和彰君）**

7番 小山 暁君

**○7番（小山 暁君）** 私も質問しましたのも、全国の自治体に要請したと、だからそういう有利な事業を早く取り入れてやりなさいと、国はそういうふうにあえて全国に周知したという事業の中身です。

だから、お願いをしてるわけでございます。とにかく、この耐震改修にかかります、大方の事業費につきましては町民の注目の的なんです。いくらほんなこてかかるとじゃろうかと、そういう思いでみなさん方注目されとるわけなんです。

だから、あえてそこまで言わせていただいておりますけれども、実際、町長も選挙の時おっしゃいました、町民の皆さん達に、「町の支払いは少なくて済みます。」ということを実際おっしゃっておるものですから、だから、私たちもそのへんをいくらかかるとだろろうかということを確認してるわけでございます。

実際、菊水中央小学校と同規模の南関第一小学校の例をあげられたわけですね、総額で2億3,000万でできると、町の負担は1,200万でできるといような話しもでておりましたけれども、要するに改修にかかる総事業費、町民にその当時、約束をされたのは事実だと思います。

ところが、先日の9月8日付の熊日新聞では、町長はこうっておられますね、後で金額がおおぶれしないためにも、やっぱり速やかに計画策定を委託しますとおっしゃっておられますね。

だから、町長の頭の中には、既に南関第一小学校規模の改修費用で収めたいというのが、私は

本音じゃないののだろうかと思いますが、そうでないと選挙戦時点から今日まで町民に約束してこられたそのことそのものが反古（ほご）になってしまうわけです。

それは、はっきりと申し上げておきます。要するに町民を惑わしては困りますので、どうか町長の本音をもう一度お聞きしたい、お願いします。

**○議長（杉本和彰君）**

町長 福原秀治君

**○町長（福原秀治君）** お答えいたします。目算で、持ち出しは5億程度あれば済むのじゃないかというようなことで申し上げておったことは事実でございます。

ただ、そのへんが確たるものではございませんので、ここで改めて概算でもいいからはっきりしたものを御提示いたしたい、示させていただきたい、そういうふうに思うわけでございます。

ですから、そういう意味では費用を収めようと思って工事を軽度で済ますと、そういうつもりは全くございません。出た金額で御相談を申し上げたいというふうに思います。

**○議長（杉本和彰君）**

7番 小山 暁君

**○7番（小山 暁君）** 今の件も一応、今後の課題として引き継いでいきたいと思っております。

それで、そこで事務的なこととなりますので、これは総務課長ですかね、それとも担当課長に聞いた方がいいのか、ちょっとそちらの方で選択してください。

実は、文部科学省が寿命を70年から80年に延ばすための改修による補助制度を2013年度から導入しました。実際これは御案内のとおりです。

その、そのための制度上のことでちょっとお尋ねしますが、補助基準面積、補助基準額、更には補助率、起債の基準、起債の充当率、その他交付税の算入率はどのようになっているのか、あらたな制度の内容についてお伺いいたします。

**○議長（杉本和彰君）**

学校教育課長 吉田 収君

**○学校教育課長（吉田 収君）** ただいまの御質問で、長寿命化等の事業に対しての経費とか補助率、金額、そのあたりの御質問でございますけれども、補助率につきましては、3分の1ということになっております。

金額ですけれども、金額につきましては平米あたりの単価、事業費、これが7万7,900円といったところで一番最新の単価ということになっておりますけれども、これにつきましては国の予算等につきまして若干下がることはないと思われましても、上がることはあるのかなということで考えております。

面積等については、学校の規模の面積がありますので児童生徒数の規模に応じた必要面積等がありますので、それに応じた分の面積ということになるかと思っておりますので、統合した後、学校の面積が足りないということになれば、その分につきましては増築分といったようなことで対応しなければならないというふうに考えております。以上です。

**○議長（杉本和彰君）**

7番 小山 暁君

**○7番（小山 暁君）** 今、補助基準額と補助率等につきましては説明がございましたが、補助基準面積につきましては、はっきりわからないと不足分については増額分で賄うという説明でございましたが、起債関係はどがんなっとりますか。起債の基準、起債の充当率、それから交付税の算入率はあたりはどなんなっとるとですか、基本的なことですからお尋ねします。

**○議長（杉本和彰君）**

総務課長 高木洋一郎君

**○総務課長（高木洋一郎君）** 現在想定されているものとしては、合併特例債と過疎債が想定されますが、その他に学校建設債もあろうかと思えます。

御存じのとおり、合併特例債は充当率が95%、交付税措置が70%の償還期間が25年、過疎債が100%の充当率で12年の償還でございます。充当率も交付税措置を7割ということで、その2つの起債については私どもの方で対応できる起債ではないかと、ただ合併特例債については期限がございますので、それ以降には使えないという条件がございます。

いずれも5年延びましたので、32年までということです。

**○議長（杉本和彰君）**

7番 小山 暁君

**○7番（小山 暁君）** だいたい、2013年度から導入されました、その新しい補助制度を活用してこれからいかれるだろうと思えますので、そのへんはしっかりと受け止めて対応していただきたいとお願いをいたします。

時間がありませんので、先に進ませていただきます。

次に質問事項の2点目でございますが、菊水中央小の緊急補修工事の第1点目ですが、菊水中央小学校では、夏休み期間中を利用して緊急の床張替工事と校舎2階の軒周りのコンクリート補修工事が行われておりますが、総額でいくらかかったのか、その点、その予算はどこから出ているのか伺います。

**○議長（杉本和彰君）**

教育長 小出正泰君

**○教育長（小出正泰君）** 小山議員の方から御指摘いただきました、御質問のとおりで夏休みの期間に菊水中央小学校の玄関、子どもたちが入るところの玄関でございますけれども、そちらの床張替とそれから軒周りのコンクリート補修工事を行いました。

校舎、玄関部分の張替工事と、それから南側校舎の爆裂の補修工事の2つの補修工事を行っております。そういうことで、詳細につきましては学校教育課長の方で回答していきます。よろしく申し上げます。

**○議長（杉本和彰君）**

学校教育課長 吉田 収君

**○学校教育課長（吉田 収君）** 中央小学校の補修工事にかかる総額とその予算はどこから出ているのかということで、校舎の床張替の工事、これが87万3,720円かかっております。

それから、校舎の南側軒先の爆裂補修工事、これが213万8,400円ということで合計の301万2,120円ということになっております。この緊急補修に工事にかかる予算ですけれども、一般会計の10款教育費、2項小学校費、3目学校管理費、11節の需用費の修繕料から支出をしているところで、この3目の学校管理費の予算ですけれども、これにつきましては町内の5つの小学校、これの合計分の予算となっております。

それで、菊水中央小の修繕料の予算ですけれども、90万円でありまして、緊急の補修工事をする時の予算残額が5万8,950円といったような状況でございました。

それで、中央小と同じ予算科目である3目の学校管理費の節の需用費内で、やりくりをして支出をしたといったような状況でございます。以上でございます。

**○議長（杉本和彰君）**

7番 小山 暁君

**○7番（小山 暁君）** 質問の本題に入ります前にお尋ねいたしますが、修繕費と修繕料についての定義について伺います。どうなっているのか。お願いします。

**○議長（杉本和彰君）**

学校教育課長 吉田 収君

**○学校教育課長（吉田 収君）** 修繕料と修繕費の区分ということでありまして、修繕料につきましては、工事費かなと思いますけれども、修繕料につきましては、新たな付加価値は与えないといったようなことで、元の形に付すといったようなことが原則。

それから、工事請負費につきましては、その原型じゃなくてまた違う形に変えたりとかそういったような場合の請負といったような形になってまいります。以上です。

**○議長（杉本和彰君）**

7番 小山 暁君

**○7番（小山 暁君）** 地方公共団体の歳入歳出科目解説書にはこう書いてあります。

修繕料とは備品の修繕、部品の取り換えのための費用となっております。その中でも、小さな修繕、つまり工事請負にまで至らないものや工事の概念に入らないものと、いうふうに定義してあります。すなわち、ここでいう学校施設の維持管理費や維持管理や現状復旧を目標とするものであるならば、工事請負費の節から出すべきだったと考えますが、今回の中央小学校の取扱いにつきまして、ちょっと私は疑問が残りますがいかがでしょうか。

**○議長（杉本和彰君）**

学校教育課長 吉田 収君

**○学校教育課長（吉田 収君）** ただいま議員さんが御指摘されたとおりです。本当に金額的にも多くございました。しかし、早急に対応せんといかんというようなことで需用費内でどうかこの夏休み期間中にできる部分だけでもやっておきたいと、というような思いで、1階の玄関のところの床の張替、それから2階の南側の軒天のところですが、ここは児童が、学校が始まればいつも動くところでもありますので、どうしても夏休み期間中にやっておきたかったというような思いで、本当に申し訳ないですけれども修繕料の方から支出をさせていただいたといった

ようなことでございます。

**○議長（杉本和彰君）**

7番 小山 暁君

**○7番（小山 暁君）** 吉田課長が言ったとおり、非常にこれは緊急を要するわけです。

補修工事の緊急性は、もう十分認めます。学校施設でありますから、当然だろうと思います。ただしかし、このことについて一切議会への報告があっていないんですよ、そのことを追っているわけです。私は、よろしゅうございますか。これまで、議会も6月定例会、それから8月の臨時会、等々が開催されているじゃありませんか。

だから、議会に相談する時間というのは十分私はあったと思うんですけどもね、町長。

実は、8月14日私は他の議員と一緒に現場を見に行っただけですが、学校現場の先生から実は夏休みの1週間前に2階に通じる階段の天井が落ちましたと、いう報告を受けました。

幸い授業中だったから大事に至らなかったと先生はおっしゃいました。

このような児童生徒たちの、安心安全に関することにつきましては、速やかに議会に報告する義務があると思いますが、いかがですか、教育長、答弁願います。

**○議長（杉本和彰君）**

教育長 小出正泰君

**○教育長（小出正泰君）** 今、小山議員が御指摘いただきましたように、こういうふうには危険極まりないような、状況につきまして早急に対応したいという思いでございまして、このように工事を施工いたしました、その事前には、十分議員のみなさま方にもお知らせし、相談もすべきであったと。深くこれは反省しております。今後こういうことがないように、いろいろ御相談申し上げることもあろうかと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

**○議長（杉本和彰君）**

7番 小山 暁君

（「・・・軽視じゃないのか」と呼ぶものあり）

**○7番（小山 暁君）** 私もそるけんですね、今・・・から出ましたが、議会軽視とされても仕方がないですよ、だからこのことは、8月14日に私たちが現場に行っただけでございますが、その時に行ってなければ、このことは表面にでなかったかもしれせん。

変な勘ぐりや疑いはもちたくありませんけれども、そういうことがあってはならないということですよ、結局予算を執行する場合は、議会の議決がないと執行できないんですよ。

これは他の全課にも言えることですから、その点しっかりと受け止めていただきたい。

そのため、私たちは議員はチェック機関としておるわけです。お間違えのないようにしてください。議会軽視もはなはだしいです。私はそう思います。みなさんどうですか。

それですね、関連して次々いきます。時間がございませんで、中央小学校のその緊急補修工事についての2点目にもういきます。

業者選定はどのような形で行われたか、それ一つ答えてください。

**○議長（杉本和彰君）**

学校教育課長 吉田 収君

**○学校教育課長（吉田 収君）** お答えします。この状況ですけれども以前から床がくぼんでおいて、外壁が傷んでおるといったようなことにつきましては、以前から確認をしておりましたけれども、7月1日の日に中央小の学校訪問がありました。その時教育長と私で現場を確認したわけですけれども、床につきましては、これ以上放置したらちょっと危ないと、それで緊急に補修工事をする必要があるんじゃないかといったようなことで、判断をしたところです。

それで、軒天の爆裂につきましては、2階の天井部、これから爆裂線が落ちているということで危険であり、早急な対応が必要ですよといったようなことで判断をいたしました。

それで、学校からも児童の安全のために緊急的な補修をお願いしますといったようなことで相談があっている次第です。それで、緊急に補修工事を行わなければならないという判断をしたんですけれども、それで補修はいつしようかということで、9月補正を行ったあとに指名競争入札、これによりまして補修を行うことも考えましたけれども、補修期間中の児童の安全面、それから騒音や授業の妨げになるといったようなことも考えまして、夏休み期間中に緊急的に行って夏休み期間中に終わった方が、いいんじゃないかといったようなことで教育委員会の方で判断したところです。

それで、床張替工事につきましては、8月4日の日に緊急に業者に集まっておきまして、8月8日の日に随意契約で契約をいたしまして、8月26日に工事が完了といったようなことになつとります。それから、爆裂工事ですけれども、これは児童が通る南側のベランダ、これに限定しまして応急工事を行いまして、残る場所の北側、それから東と西側、これにつきましては9月の補正で予算計上してお願いしているところでございます。

それで、爆裂補修工事につきましては8月5日の日に同じく3業者に集まっておきまして、金額が130万以上でしたけれども、緊急性を要するというので、修繕料のところで契約をいたしまして8月26日に工事が完了したということです。以上です。

**○議長（杉本和彰君）**

7番 小山 暁君

**○7番（小山 暁君）** ただいま、業者選定につきまして答弁がありました。

先ほどから言われることは十分わかります、緊急を要したため随契でやりましたと、実際の工事に利用した額は、312万120円というお話がありましたけれども、要するに随契の範疇となりますね、先ほどの言いました、130万ちゅう範疇は、だからその範疇は大幅に超えてるじゃないですか、随契、どんなに緊急した事業であってもその規定は守らなくてはならない。

役場職員として、それは条例です。

私たちの憲法です。だから、そのことは、今後二度とあってはなりませんので、注意を勧告しておきます。それ以上のことは申し上げません。

とにかく、緊急を要することだけは十分私たちも理解しております。

それで、方法としては地方自治法の第179条の規定を有すればよかったです、要するに専決処分、議会の承認をとっとけばよかったですよ。



それで、この本事業の起案をしたのはいつですか。そして、決裁がおりたのはいつですか。確認いたします。

**○議長（杉本和彰君）**

学校教育課長 吉田 収君

**○学校教育課長（吉田 収君）** 起票につきましては、床張替工事が8月4日、それから爆裂工事関係が8月5日ということで、契約が床張替が8月8日、爆裂補修が8月7日ということでお願いをしております。

**○議長（杉本和彰君）**

7番 小山 暁君

**○7番（小山 暁君）** 今、その経過につきましても重々わかりました。決裁もすぐおりとるわけですね、これは。速やかにおりとるということで、よかですね。はい、了解いたしました。

それでは、時間ありませんので次に行きます。

学校跡地の利用につきまして、質問を展開いたします。廃校となって約5カ月が経過しとりま、三加和地域の3小学校と1分校の今後の利用経過がどうなっているのか、簡潔に一つ説明をお願いします。

**○議長（杉本和彰君）**

学校教育課長 吉田 収君

**○学校教育課長（吉田 収君）** 決裁ですけれども、予算が足らなかった部分につきましては、当然財政と協議しまして、財政の方との合議をいただきまして、その後予算を確保しているところで伺い、それから契約ということで、すぐ終わっております。以上です。

**○議長（杉本和彰君）**

7番 小山 暁君

**○7番（小山 暁君）** 今の答弁で、非常にこう不謹慎なところがあるようでございます。

それで、そのへんは町長もしっかりと目を開いてガバナンスをきかせていただきたいと思えます。よろしゅうございますか。

その件は、終わります。

それじゃあ、次いきます。今の学校跡地利用についてお願いします。時間がございませんので。

**○議長（杉本和彰君）**

町長 福原秀治君

**○町長（福原秀治君）** お答えいたします。学校跡地の取り扱いにつきましては、平成24年度に和水町学校跡地活用検討委員会が設置されておまして、この答申等々にのっとりまして、基本的には事業者から事業提案をしてきた事業者に対して、答申の内容に齟齬（そご）はないか、確認しながら進めている。それから、2番目の地域の皆さまに対する説明と申しますか、納得をいただくと、得心をいただくということにつきましては、当然のことございまして、やっぱり区域の地域の理解が一番ということで、ちょっと蛇足になりますけれども、なかなか、決定というのが難しいところございまして、苦慮をいたしておるところでございます。

ただ、地域のご意向これはしっかり踏まえて行かなくちゃいかんというふうに考えております。  
今、神尾小の案件につきましても、地元区長さんを皮切りに説明を進めていく、その意向を企業側に返していくと、いうふうな作業を進めておるところでございます。

**○議長（杉本和彰君）** もちよい時間がなくなりましたが、簡潔な1回の質問と1回の答弁を許します。

**○7番（小山 暁君）** ただいま、町長から廃校利用についての対策についての答弁がございました。

学校のほとんどが校区や地区の中心にありまして、特に子どもたちや地域住民の思いの詰まった場所だけに、その有効活用につきましては住民の関心も非常に高く、今後地元の意向も十分配慮していただきながら、地域振興に向けた方向性を打ち出してもらいたいと思います。

他にもいろいろ聞きたいと思いますが、再度、町長の考えを伺いまして私の一般質問を終わります。

**○議長（杉本和彰君）**

町長 福原秀治君

**○町長（福原秀治君）** ありがとうございます。地元の確認を得る、それから地域の住民の皆さま方のご得心をいただく、これは第一義として進めてまいりたいというふうに思います。

また、議員さん方のお力添えをいただければと思います。

よろしく願いいたします。

**○議長（杉本和彰君）** 以上で小山議員の質問を終わります。

---

**○議長（杉本和彰君）** 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

明日、11日の一般質問は、午前10時から会議を開きます。

本日は、これで散会します。

御起立願います。お疲れさまでした。

---

散会 午後3時13分